

第4次国分寺市障害者計画・
第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)・
第7期国分寺市障害福祉計画・
第3期国分寺市障害児福祉計画
(案)

障害者計画
(令和3～8年度)

障害者計画実施計画(後期)・障害福祉計画・障害児福祉計画
(令和6～8年度)

令和6年 月
国分寺市

目 次

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定に当たって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 3 |
| 2 計画の位置づけ | 4 |
| 3 計画の期間 | 5 |
| 4 計画の策定体制 | 5 |
| 第2章 障害のある人の現状と課題 | 7 |
| 1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状 | 9 |
| 2 今後の施策推進に当たっての課題 | 11 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 19 |
| 1 めざすべき姿(基本理念) | 21 |
| 2 基本目標 | 22 |
| 3 施策体系 | 24 |
| 第4章 第4次障害者計画実施計画(後期) | 25 |
| 1 実施計画(後期)の位置づけ | 27 |
| 2 施策の展開 | 27 |
| 第5章 第7期障害福祉計画・ | 53 |
| 第3期障害児福祉計画 | 53 |
| 1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的な考え方 | 55 |
| 2 国の基本指針に基づく成果目標 | 57 |
| 3 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策 | 72 |
| 4 障害児支援給付事業の見込量と確保の方策 | 78 |
| 5 地域生活支援事業の見込量と確保の方策 | 81 |
| 第6章 計画の推進 | 87 |
| 1 推進体制の整備 | 89 |
| 2 自立支援協議会の活用 | 89 |
| 3 市民、各機関及び事業者等との協働 | 90 |
| 4 国・東京都への要望 | 90 |

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

市では、平成12年に『国分寺市地域保健福祉計画』の分野別計画として『国分寺市障害者計画』を、平成18年には『国分寺市障害福祉計画』を、平成30年には『国分寺市障害児福祉計画』をそれぞれ策定し、定期的に見直しを行いながら、障害のある人もない人も、共に住み慣れたまちで暮らし続けられる地域づくりを目指して、様々な施策に取り組んできました。

近年、福祉における総合的な流れとして、国は高齢者介護、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革が進められています。令和2年には、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

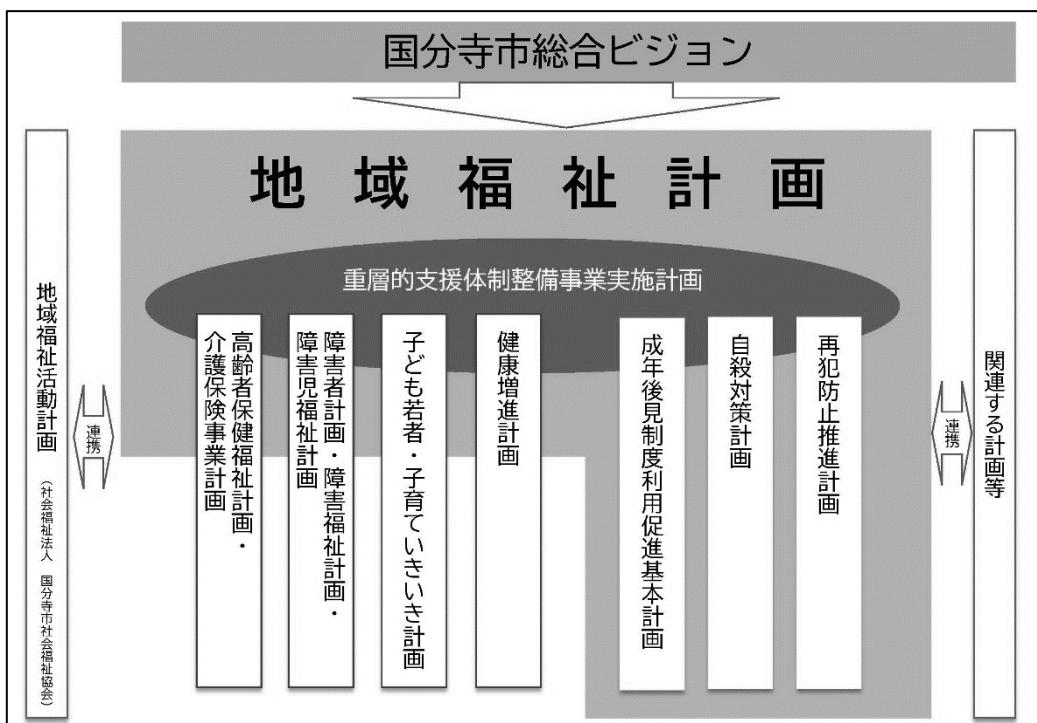
その他、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年施行）、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年施行）、改正児童福祉法（令和4年成立）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年閣議決定）、こども家庭庁設置法・こども基本法（令和5年施行）、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）（令和5年策定）など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

『第4次国分寺市障害者計画』に基づき策定した『第4次国分寺市障害者計画実施計画（前期）』、『第6期国分寺市障害福祉計画』、『第2期国分寺市障害児福祉計画』の計画期間が終了となることから、障害のある人を取り巻く社会情勢や市の状況変化等を踏まえ、このたび令和6年度から令和8年度までを計画期間とする『第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）』、『第7期国分寺市障害福祉計画』、『第3期国分寺市障害児福祉計画』を一体的に策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害のある人のための施策に関する『市町村障害者計画』、市町村障害者計画を推進するための具体的な取組を定める『障害者計画実施計画』、障害者総合支援法第88条に基づく『市町村障害福祉計画』、児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』に当たる計画で、4計画を一体として策定します。

また、この計画は、『国分寺市地域福祉計画』の障害分野に係る計画と位置づけられます。内容については、国の『障害者基本計画』、都の『東京都障害者・障害児施策推進計画』を踏まえるとともに、『国分寺市総合ビジョン』をはじめとした他の関連計画との整合性を図るものとします。



3 計画の期間

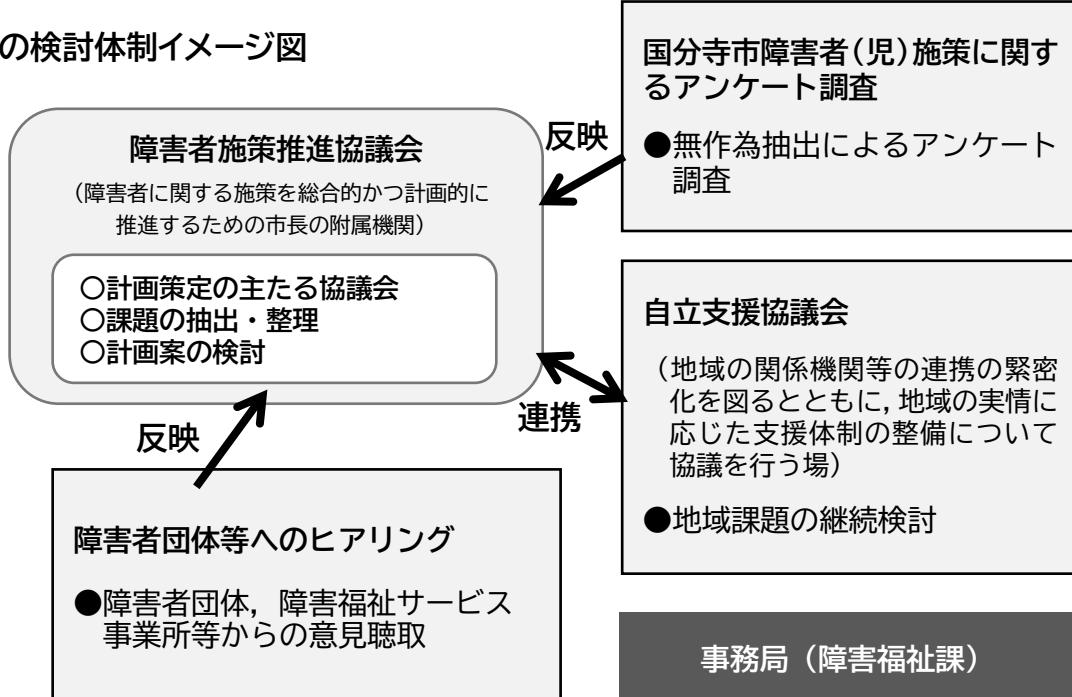
『第4次国分寺市障害者計画』(以下、「障害者計画」。)は、令和3年度から令和8年度までの6年間,『第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)』(以下、「実施計画(後期)」。),『第7期国分寺市障害福祉計画』(以下、「障害福祉計画」。)及び『第3期国分寺市障害児福祉計画』(以下、「障害児福祉計画」。)の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---------------------------|--|
| 第4次障害者計画 | | | | | | | | | | | | 第5次障害者計画 | |
| 実施計画（前期）→ 実施計画（後期） | | | | | | | | | | | | 実施計画（前期）→ 実施計画（後期） | |
| 第6期 障害福祉計画 → 第7期 障害福祉計画 | | | | | | | | | | | | 第8期 障害福祉計画 → 第9期 障害福祉計画 | |
| 第2期 障害児福祉計画 → 第3期 障害児福祉計画 | | | | | | | | | | | | 第4期 障害児福祉計画 → 第5期 障害児福祉計画 | |

4 計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、「国分寺市障害者施策推進協議会」(以下、「障害者施策推進協議会」。)を主たる検討組織とし、障害のある人への「国分寺市障害者（児）施策に関するアンケート調査」や障害者団体、障害福祉サービス事業所等へのヒアリングからの意見聴取を踏まえ、地域課題について継続的に検討している「国分寺市障害者地域自立支援協議会」(以下、「自立支援協議会」。)と連携して策定しました。

■計画の検討体制イメージ図

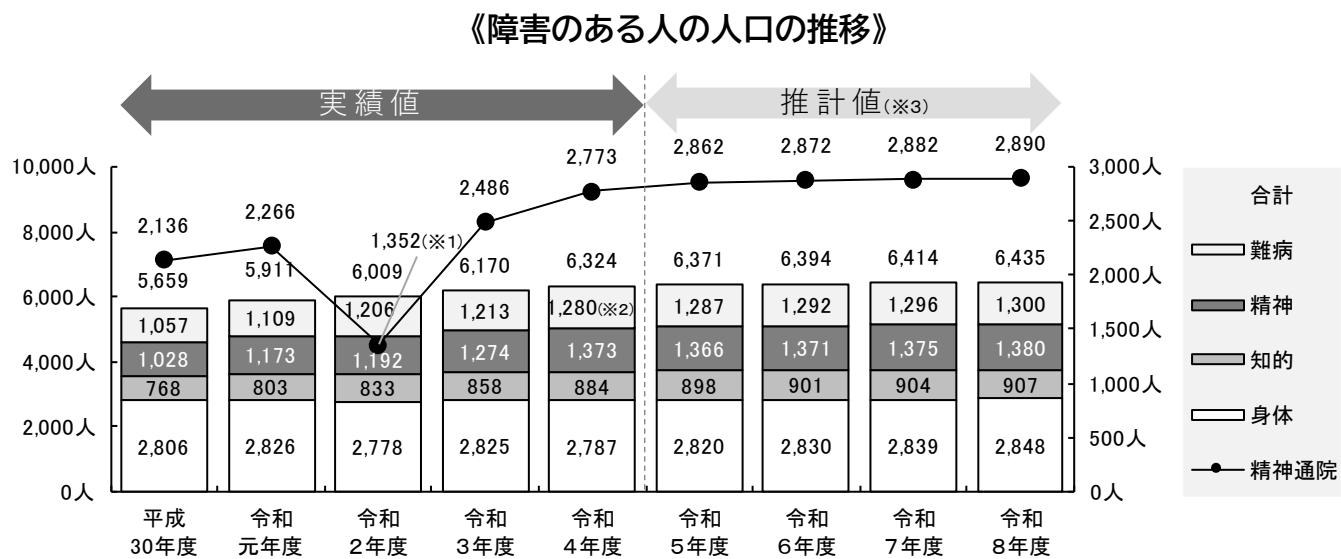


第2章 障害のある人の現状と課題

1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状

(1)障害のある人の人口

市の障害のある人の人口は増加傾向で推移しています。実施計画（後期）の計画期間においても増加することが見込まれます。



資料：国分寺市統計（各年度3月末現在）

東京都福祉保健局「年報」

東京都の精神保健福祉の動向（多摩地域編）

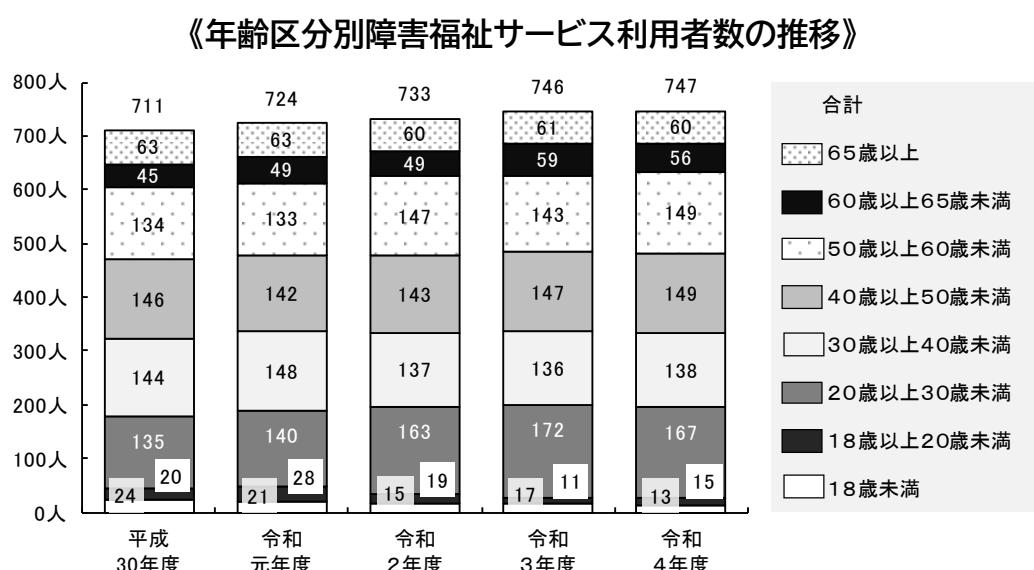
※1：令和2年度の精神通院医療受給者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、省令改正により、令和2年3月1日～令和3年2月末日までに受給者証の有効期間が満了する受給者を対象に、有効期間を2年間延長する措置を講じたことによる減

※2：令和4年度の難病医療費助成受給者数は推計

※3：推計値は、国分寺市人口ビジョン（第3版）の推計結果を基に推計

(2)年齢区分別障害福祉サービス利用者数

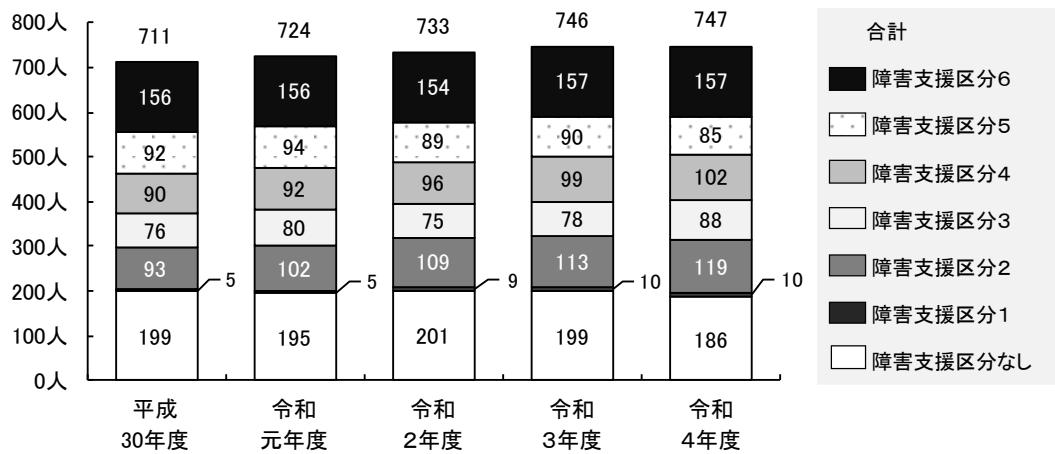
障害福祉サービスの年齢区分別利用者数は、令和4年度時点で、「20歳以上30歳未満」の利用が最も多く、利用者合計は年々増加しています。



(3) 障害支援区分別障害福祉サービス利用者数

障害福祉サービスの障害支援区分別利用者数は、令和4年度時点で、「障害支援区分なし」が最も多くなっています。「障害支援区分なし」、「障害支援区分5」以外は平成30年度より増加しています。

《障害支援区分別障害福祉サービス利用者数の推移》

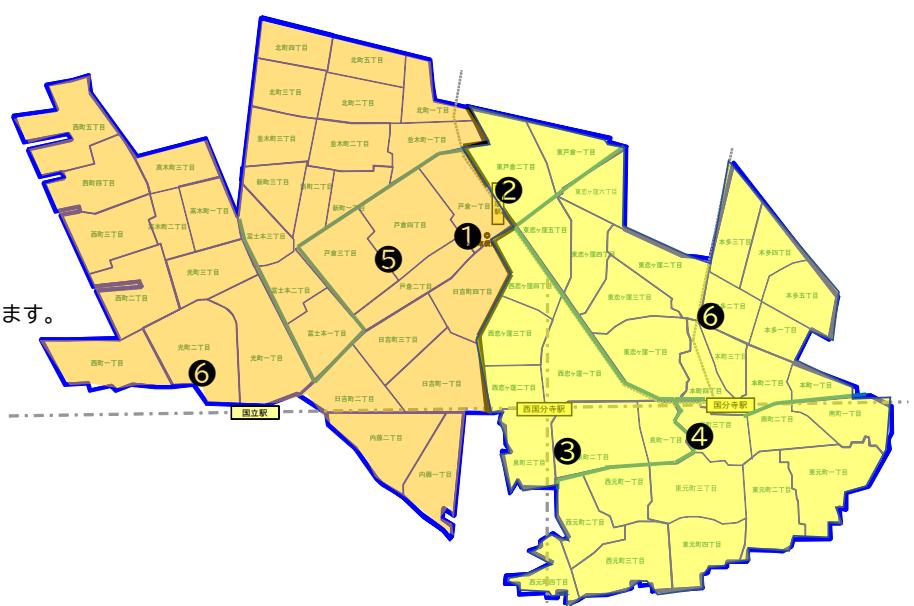


(4) 日常生活圏域の考え方

市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、福祉サービス等を提供するための施設の整備条件、その他の条件を総合的に勘案し、介護保険法第117条で定める日常生活圏域を二圏域（東部地域・西部地域）と設定しています。市における福祉サービス等整備の基盤としており、効果的な地域福祉の推進を目指し、必要に応じて圏域の検討が行われます。

《障害支援区分別障害福祉サービス利用者数の推移》

- ①障害福祉課（国分寺市役所）
- ②基幹相談支援センター
- ③就労支援センター
- ④地域活動支援センターつばさ
- ⑤地域活動支援センタープラッツ
- ⑥地域活動支援センター虹
- ⑦地域活動支援センターほんだ・こだま※
- ※Ⅲ型 福祉的就労の場として運営しています。



2 今後の施策推進に当たっての課題

(1)前回計画の振り返り -----

実施計画（前期）では、基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、その達成に向けた取組を進めてきました。

基本目標1……自分らしいくらしへの支援体制づくり

福祉の総合相談窓口の開設、令和5年度重層的支援体制整備事業実施計画の策定、ヤングケアラー支援に関する講演会及び支援講座を開催する等、福祉の総合的な相談窓口の体制整備を図りました。

自立支援協議会では、地域生活支援拠点の更なる充実・強化に向けて、「体験の機会・場の活用・充実」を重点テーマとしてニーズ把握を行うとともに、障害のある人の「親生き後」の自立を見据えた取組の一つとしてミドルステイの実施に向けて検討を進め、令和5年度より実施できる見込みとなり、障害のある人が個々のニーズに合わせて日常生活及び社会生活を送ることができるよう体制を整備しました。

一方で、相談支援体制については、計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できるようにすることが課題となっており、基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所の現状把握や相談支援専門員の負担軽減に向けた取組が必要です。

基本目標2……自分らしい社会参加や学びへの支援

子どもの発達に関する情報に触れることが容易となり、発達の遅れに関する不安を抱える保護者が増えていることを背景に、子どもの発達センターつくしんぼ事業全体の需要が高まっています。需要の高まりに対し、専門的かつ機動的な対応が図れるよう児童発達支援センターの令和6年度中の設置に向け検討を進めていく必要があります。

基本目標3……自分らしい働きかけへの支援

障害者就労支援センターの登録者数増加に伴い、相談内容が多様化・複雑化し、生活支援や不安解消が課題となっており、個々のケースに応じた丁寧な支援が実施されています。障害者就労施設等の販路拡大の支援については、地域活性化包括連携協定を活用した商業施設での販売会の実施を行う等、工賃の向上につながる福祉的就労の充実に向けた取組が行われています。また、地域生活支援拠点における「体験の機会・場」を充実さ

せるため、自立支援協議会を中心に協議を行い、障害者就労支援事業所が実施する体験実習を報酬化しやすくする取組がなされています。これらの取組により、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるような支援が図られています。今後も、障害者就労施設等の販売会や価格表を活用した新規受注の開拓等、更なる支援の拡大に取り組む必要があります。

基本目標4……共に生きる地域社会づくり

実施計画（後期）の計画期間内においては、市役所新庁舎が供用開始する予定であり、供用開始に合わせた情報提供体制及び意思疎通支援の充実が望まれます。

バリアフリーの推進については、各事業者が実施する事業や予定期間等を示す具体的な計画を定める特定事業計画が策定され、今後は、だれもが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境の具体化に向け進めていく必要があります。

震災総合防災訓練事業他、防災対策の推進に係る重点事業について、やや取組が遅れていますが、障害のある人に対する適切な避難支援や災害時の安否確認の体制整備に取り組んでいく必要があります。

成年後見活用あんしん生活創造事業については、相談件数が増加しており、今後、「成年後見制度利用促進計画」に基づき成年後見制度の理解促進等障害のある人の権利擁護のための取組を促進していく必要があります。

実施計画（後期）期間内においては、障害者差別に関する相談や地域における障害者差別解消のための協議の場の設置に向け取り組んでいく必要があります。

基本目標5……自立を支援する人づくり

ガイドヘルパー不足を解消し、障害のある人の自立生活及び社会参加を促進するため、移動支援及び同行援護の従業者養成研修を開始しました。今後も、福祉を支える人材の養成・確保に向け取り組んでいく必要があります。

学校や保育所等において障害のある子どもの特性を踏まえた対応ができるよう必要な研修の実施、人材育成の取組を推進していく必要があります。

(2)各分野の現状と課題について -----

実施計画(前期)の令和4年度までの進行管理から課題を抽出するとともに、障害のある人を対象に実施したアンケート調査の結果と障害者団体等へのヒアリング結果より、各分野の障害福祉施策に係る現状と課題を整理しました。

● 生活支援

【アンケート調査結果より】

- 日常生活で受けている介助や支援について、5割以上の方が『介助や支援を受けている』と回答しており、その内容は多岐にわたっています。自分の意見や希望をしっかり聞いてもらえる相談支援体制が求められています。
- 子ども以外の世話や介護の有無について、『している』が4割以上で、子どもの主な介助・支援者の4割以上が、子ども以外の世話をしています。そのような現状の中で、保護者の日常生活に関する不安や課題についてみると、回答の上位3項目は、就労についての悩みと介助の負担感に関するものでした。これらのことから、障害の当事者に加え、家族への支援をいかに充実させるかが課題となっています。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 福祉人材の不足について多くご意見が出されており、相談支援の部分は全てのサービスにつながる出発点であり、優先して取り組むよう意見が挙げられました。

【実施計画(前期)の令和4年度までの進行管理より】

- 相談支援専門員の確保や相談支援専門員の負担軽減が課題であり、引き続き基幹相談支援センターを中心に取組を進めていく必要があります。
- 相談支援体制の対象者、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員の現状や予測値を的確に把握する必要があります。

● 保健・医療

【アンケート調査結果より】

- 暮らしのために充実してほしいことについて聞いたところ、18歳以上では「保健・医療サービスの充実」が約2割と高くなっています。特に、難病の診断を受けている人と日常的に医療的ケアが必要な人での回答が高くなっています。障害や難病を抱えていても安心して暮らすことのできる環境づくりが求められています。
- 子どもの障害や心身の不調に気付いたきっかけについて聞いたところ、「医療機関での受診」と「健康診断」が合わせて5割近くになっています。
このことから、保健・医療の場での早期発見を、福祉的な支援へと円滑につなげる仕組みづくりが重要といえます。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 医療的ケアが必要になった場合に、これまでの通所先で受入れができなくなり、受入れ先が見つからないことが想定され、課題となっているとの意見が挙げされました。
- 自立支援協議会精神保健福祉部会の意見聴取では、学齢期におけるプライマリ・ケア、中高生のメンタルヘルスについて教育分野との連携ができるとよいなどの意見が挙げられました。

● 教育・文化芸術活動・スポーツ等

【アンケート調査結果より】

- 余暇の過ごし方について聞いたところ、「文化芸術活動」は3割半ば、「運動やスポーツ」は約4割の回答でした。自由意見には、一般企業に就労している障害者のコミュニティの充実を求める声があります。
- 子どもの日常生活に関する不安や課題について聞いたところ、6～17歳で「余暇活動（外出、スポーツ、趣味、その他の習いごとなど）」が4割近く、就学後の児童にとって余暇活動の環境づくりは大きな関心事といえます。
- 子どもの通園・通所・通学に関する困りごとや心配ごとについて聞いたところ、「子どもの将来」「今後の進路」が5割台と高くなっています。更に、暮らしのために充実してほしいことについて聞いたところ、「就学後の療育・教育の充実」が最も高くなっています。療育・教育の充実に加え、ライフステージを通じた支援が求められています。

【実施計画(前期)の令和4年度までの進行管理より】

- こどもの発達センターつくしんぼにおける相談・支援の事業全体（心理相談、専門相談、外来グループ）の需要は高まっていますが、外来グループにおいては、利用者数が減少しているグループも一部見受けられ、児童発達支援センターの設置に合わせて、外来グループ等のあり方について検討していく必要があります。
- 公民館における生涯学習の支援事業において、高齢化等に伴う体力の低下により、スタッフの介助を必要とする参加者が増大していることが課題として挙げされました。

● 雇用・就業

【アンケート調査結果より】

- 現在自宅で過ごしている障害のある人のうち、「将来、一般企業で働きたい」意欲を持っている人は、18～39歳で7割近く、40～64歳で3割半ばいます。一方、現在一般企業に就職している障害のある人に、仕事への不満について聞いたところ、「仕事中の体調の変化に不安がある」が1割半ばで第2位と高くなっています。また、かつて一般企業を退職した障害のある人に、退職の理由について聞いたところ、「体調が悪化した」が2割半ばで、定年退職を除いて最も高くなっています。これらのことから、就労時における職場環境の調整や体調管理などに関する助言・指導などの支援が、一般企業への就労と定着につなげる上で重要となっています。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 自立支援協議会就労支援部会の意見聴取では、雇用に結びつくような実習機会の確保や就労体験の充実などについての意見が挙げられています。
- 体験の場を整えるだけでは体験は成り立たないので、入口と出口（アセスメントと効果）を含めて考えていくことが大切であるとの意見が挙げられ、また、体験利用の報酬化についても複数意見が出されています。

● 情報アクセシビリティ

【アンケート調査結果より】

- 福祉サービス等の情報の入手経路について聞いたところ、18歳以上では「市役所の窓口」が4割以上、「市報こくぶんじ」が約4割と市の発行物の利用率が特に高くなっています。特に65~74歳は「市報こくぶんじ」が5割近くを占めています。一方、18歳未満では、「インターネット」が約4割、「友人から聞く」が3割以上で特に高くなっています。これらのことから、世代や障害の特性に応じて、アクセスの利便性に偏りが生まれることのない発信方法への配慮が重要となっています。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 情報を必要とする人が、必要な情報にたどり着きやすくする仕組みづくりの要望が挙がっています。
- 映像音声を活用したツールの技術革新が進んでおり、ＩＣＴ化の導入についての意見が挙げられています。

● 生活環境

【アンケート調査結果より】

- 外出時に感じる困難や不便について聞いたところ、18歳以上では「歩道が少なく、段差が多い」が2割以上と「歩行者や走行自転車のマナーが悪い」が2割近くで路上・路面における項目が高くなっています。一方、18歳未満では「困ったとき、周りの人の助けが得られない」が2割半ばで最も高くなっています。外出時の環境整備が必要となります。

● 安全・安心

【アンケート調査結果より】

- 災害発生時に困ることや不安に感じることについて聞いたところ、18歳以上では「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が約4割で最も高くなっています。一方、18歳未満では「一人では避難できない」が約6割で最も高くなっています。これらのことから、安心・安全な環境づくりのためには、平時、緊急時のいずれの状況であっても、公共施設などの場の整備やバリアフリー化といったハード面だけではなく、ソフト面も推進していく必要性があります。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 在宅避難者への支援・情報提供についての意見が複数寄せられました。地域性を見据えた対策を考えていくことが必要であり、想定される避難者や対応方法等について、分野を超えた情報共有と連携が必要で、定期的に災害について考える機会を持つことが大切であるなどの意見が挙げられています。

【実施計画(前期)の令和4年度までの進行管理より】

- 実施計画（前期）における防災対策の推進に係る目標指標について、避難行動要支援者の登録者や防災訓練への参加者数といった人数の指標ではなく、災害時における適切な避難支援や安否確認が実行できる情報手段の確立に向けた指標を設定すべきではないかとの意見が挙げられています。

● 差別の解消及び権利擁護の推進

【アンケート調査結果より】

- 障害を理由とする差別を受けたことやいやな思いをした経験の有無について聞いたところ、「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」を合わせた『ある』と回答した人が、18歳以上では3割以上、18歳未満では5割以上となっていました。特に、18歳未満では、暮らしのために充実してほしいこととして、3割近くの人が「障害者への理解を深めるための啓発」と回答しています。
市民の障害への理解、差別や偏見の解消のためには、「心のバリアフリー」を推進していくことが必要です。

- ヘルプマークとヘルプカードを所持している人のうち、ヘルプマークとヘルプカードを使用することで周囲の手助けを得られたことがあるかについて聞いたところ、18歳以上では6割以上、18歳未満では約8割が援助を受けたことがないと回答していました。
- 障害に関する理解や知識などは、まだ広まっていないため不安に思うとの声があり、障害福祉を推進するためには、制度の整備だけでなく、周りの人に対する障害や病気への理解の促進も課題であることがうかがえます。また、成年後見制度の理解が全体として浅いことから、その充実を望む要望が挙がっています。

【実施計画(前期)の令和4年度までの進行管理より】

- 成年後見制度の利用の促進と障害のある人の権利擁護を図るため、「成年後見制度利用促進計画」に基づいた取組が必要です。
- 実施計画（後期）期間内においては、障害者差別に関する相談や地域における障害者差別解消のための協議の場の設置に向けた取組が必要です。

● 人材の養成と確保

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 発達障害に対する疑問や悩みを聞いてほしいニーズがあるため、ペアレントセンターの活躍の場の確保や活動に関する情報発信についての意見が寄せられました。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大による影響を経て-----

令和元年度末から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、実施計画（前期）期間において人々の日常生活に深刻な影響を与えると共に、障害福祉の現場にも大きな影響を及ぼしました。現在、「新しい生活様式」の考え方に基づき活動が再開された事業がある一方で、新型コロナウイルス感染症発生前に戻りきらない事業もあるという実情です。

世界規模の感染症が現実に起こりうるものであるということを経験した今だからこそ、経験を活かし、有事に備えた対策の推進が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすべき姿（基本理念）

～ 基本理念～

**だれもがお互いを尊重し、支え合い、
障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち**

誰もが、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら、住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと暮らしていくことのできる共生社会を目指します。

そのためには、多様性を認め合い、お互いに支え合う意識を持つことが重要となります。また、共生社会の実現に向け、誰もが自らの決定に基づき社会に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる環境の整備が求められています。

『第4次障害者計画』においては、「だれもがお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念として、すべての市民が障害について一層の理解を深め、障害のあるなしにかかわらず自らの意思で選択した生活を送れるよう、各分野と連携のもと、共生社会の実現に向け、多様な支援ができる体制を市民とともに推進します。

本理念は、国連で2030年までの世界共通の目標として掲げる、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するというSDGs（Sustainable Development Goals）に資するものです。

障害者計画におけるSDGsの取組



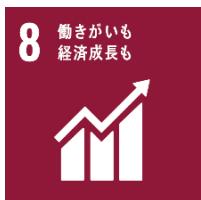
3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



10. 人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する



8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

2 基本目標

『障害者計画』では、基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定します。

- «基本目標1» 自分らしいくらしへの支援体制づくり
- «基本目標2» 自分らしい社会参加や学びへの支援
- «基本目標3» 自分らしい働きかたへの支援
- «基本目標4» 共に生きる地域社会づくり
- «基本目標5» 自立を支援する人づくり

基本目標1……自分らしいくらしへの支援体制づくり

誰もが住み慣れた地域において、生涯にわたって自分らしい生活を送れるよう、必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき暮らしていく地域社会を目指します。

そのために、障害のある人が必要とするサービスを受けられるよう、身近な地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図るだけではなく、各ライフステージに対応しつつ切れ目のない一貫した支援を受けられるよう、各分野の連携のもと、横断的かつ一体的な相談支援体制を整備します。

また、保健・医療・福祉との連携を強化し、障害のある人に対して、適切な保健サービスやリハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期支援を推進します。

基本目標2……自分らしい社会参加や学びへの支援

誰もが自分自身の可能性を最大限に引き出せるよう、自分らしい社会参加や学びへの支援を推進します。

そのために、早期の療育や子どもの特性に合った指導が適切に行われるよう、支援体制の充実に努めます。

また、障害のある人が様々な形で地域社会と関わるために、多様な社会参加の場の確保に努めます。

基本目標3……自分らしい働きかたへの支援

障害のある人が能力や適性に応じて、個人の能力を最大限に發揮して働き続けられるように支援します。

そのために、障害のある人の希望に応じて、多様な形態の就労の場や職域の拡大を、地域と協働して推進します。

基本目標4……共に生きる地域社会づくり

誰もが社会の一員としていきいきと生活できるよう、障害を理由にした差別や不利益を受けることがなく、社会参加しやすいまちづくりを目指します。

そのために、すべての市民が互いに尊重し合い、ともに生活する地域共生社会の実現を目指し、障害や障害のある人についての正しい理解の促進、また、社会における障害への認識の向上を図ります。

また、誰もが気軽に外出し、地域で活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を活かしたまちづくりを進めるとともに、防犯・防災体制についても充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標5……自立を支援する人づくり

地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や特性に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していくよう、自立を支援するための人づくりを推進します。

障害に対する支援の在り方に関する知識や技術は多種多様なため、常に新たな情報提供や研修の実施等により、サービスの質の向上に努めます。

また、障害福祉サービスを担う専門的な人材不足に対応するため、サービス事業者等とも協力して、広報活動を積極的に行います。

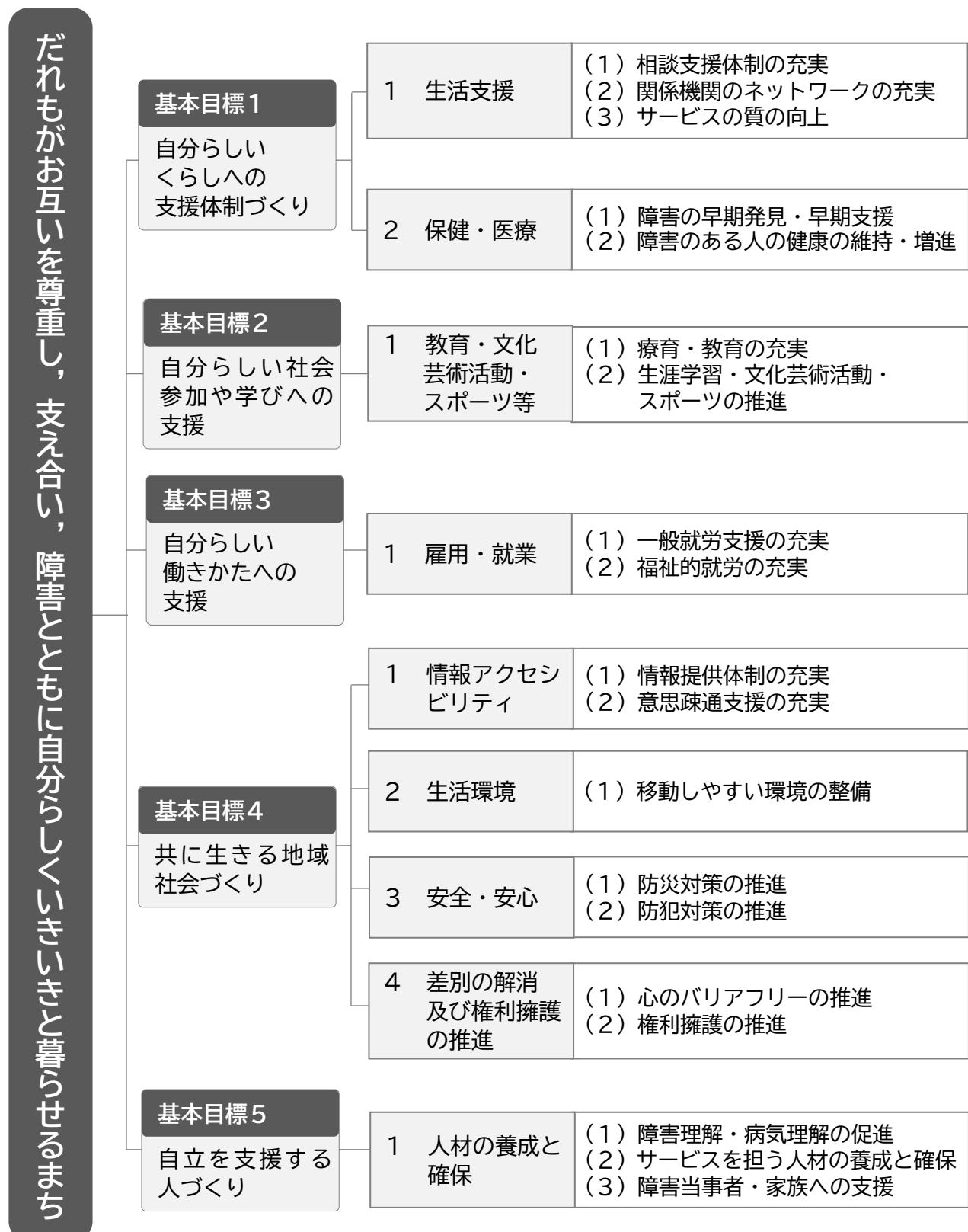
3 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[分野]

[施策の方向]



第4章 第4次障害者計画実施計画（後期）

1 実施計画（後期）の位置づけ

『実施計画（後期）』は、『障害者計画』に基づき、市の障害者施策について、具体的な取組を定めることにより、『障害者計画』を推進することを目的としています。『実施計画（後期）』に定められる事業については、『障害者計画』に定められた施策の方向に基づき、取組内容と計画年度における目標値を設定します。計画期間は『障害者計画』の計画期間における後期の3年間とし、令和6年度から令和8年度までとします。

2 施策の展開

基本目標1……自分らしいくらしへの支援体制づくり

1-1 生活支援

障害のある人が個々のニーズに合わせて、日常生活又は社会生活を送れるよう、手当、医療費の助成など経済的な支援の充実を図るとともに、自立支援協議会等を活用して居住支援に取り組みます。また、相談支援体制の整備、関係機関のネットワークの構築を図ります。

1-1-(1)相談支援体制の充実

■ 取組の方向性

地域包括ケアの考え方を念頭に、障害のある人やその家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別に対応するとともに、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、横断的かつ一体的な相談支援を提供できる体制を整備します。また、体制の整備に当たっては、住民のニーズの増加等を鑑み、適切な人員の確保に努めます。

■ 重点事業

① 福祉の総合相談窓口……<地域共生推進課>

地域福祉コーディネーターが、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切な部署や関係支援機関との連携、つなぎを行うほか、

複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の相談については、重層的支援体制整備事業の一環として、多機関と連携しながら、問題解決に向けて支援します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|----------------------|---------|----------|
| 市民が安心して相談できる窓口の体制を維持 | | 継続 |

②指定特定相談支援事業の体制整備……<障害福祉課>

基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所の現状把握や相談支援専門員の負担軽減に取り組み、計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できる体制づくりを目指します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|----------|---------|----------|
| 相談支援事業所数 | 12 事業所 | 14 事業所 |
| 相談支援専門員数 | 29 人 | 35 人 |

③子どもの発達相談……<子育て相談室>

心身の発達に心配のある又は発達に遅れのある子どもに関する相談を実施します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---------------|---------|----------|
| 初診相談件数（就学後含む） | 167 件 | 228 件 |

④教育相談事業……<学校指導課>

特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりに適切な教育や支援を行うため、保護者や関係機関等と十分に連携し、支援を検討するなど、教育相談や就学相談の充実を図ります。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------|---------|----------|
| 相談件数 | 540 件 | 550 件 |

1-1-(2)関係機関のネットワークの充実

■ 取組の方向性

障害のある人の抱える課題や必要とする支援に関する認識の共有化を関係機関間において図り、その連携のもと、個々のニーズに対応した支援を総合的に行うためのネットワークの充実を図ります。

■ 重点事業

①自立支援協議会の運営……<障害福祉課>

障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、障害福祉に関わる地域の関係者が参加し、自立支援協議会を開催します。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し、関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けた取組を行います。

また、次期障害福祉計画等の策定に向け、障害者施策推進協議会との連携を密に図ります。必要に応じて各専門部会に作業部会を設置し、個別課題の対応や事業所間の連携をより強化していきます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|----------------------------------|---------|----------|
| 協議会開催回数（専門部会、作業部会及びワーキンググループを含む） | 58回 | 45回 |

②基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修……<障害福祉課>

障害福祉に関わる地域の関係機関や支援者等を対象に、「地域移行・地域定着」、「障害福祉と高齢福祉の連携」、「障害児支援における福祉・医療・教育の連携」などをテーマとした研修等を実施し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、関係者の支援力の向上を図ります。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|--------------|---------|----------|
| ネットワーク研修開催回数 | 3回 | 3回 |

③教育・就学相談体制の整備……<学校指導課>

早期から適切な教育相談・就学相談が行えるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------------|---------|----------|
| 個別支援委員会開催回数 | 19回 | 18回 |

④障害者センターにおける高次脳機能障害者支援促進事業……<障害福祉課>

高次脳機能障害者、その家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、適切な支援を提供します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---------|---------|----------|
| 連絡会開催回数 | 3回 | 3回 |

⑤障害者センターにおける発達障害者理解促進事業……<障害福祉課>

発達障害者に対する理解促進を図るため、市民及び関係機関の職員等への講座及び研修を実施します。また、発達障害者の状況、生活上の課題、社会資源等を把握し、発達障害者への支援につなげます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-----------|---------|----------|
| 情報交換会開催回数 | 2回 | 2回 |

1-1-(3)サービスの質の向上

■ 取組の方向性

- ◆サービスの質の向上に向け、東京都とも連携し、サービス提供事業者等への指導検査体制の整備・充実を図ります。
- ◆サービス提供事業者向けに様々な研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

■ 重点事業

①障害福祉サービス等指導検査事業……<地域共生推進課>

サービスの質を担保し、給付の適正化を図るため、障害福祉サービス等事業者に対し、指導検査を行います。

| 指標名 | 令和4年度実績 |
|------------|---------|
| 実地指導等の実施件数 | 8件 |

| 指標名 | 令和8年度目標値 |
|-----------------|----------|
| 集団指導及び実地指導の実施件数 | 20件 |

②事業者向け研修……<障害福祉課>

基幹相談支援センターにおいて、事業者をはじめ市内の福祉関係者、教育関係機関、地域の支援者等を対象とした虐待防止、権利擁護、意思決定支援などに関する研修を実施します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------------|---------|----------|
| 支援者向け研修開催回数 | 1回 | 1回 |

1-2 保健・医療

障害のある人の健康維持や、地域において適切な医療を受けられるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、障害の特性に応じた支援体制を整備します。

1-2-(1)障害の早期発見・早期支援

■ 取組の方向性

- ◆乳幼児の成長・発達段階に応じた健康診査や相談を通して、障害の早期発見・早期支援を図ります。
- ◆保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

■ 重点事業

①乳幼児健康診査……<健康推進課>

各段階で健康診査を行うことにより乳幼児の健康管理を行うとともに、疾病的早期発見・乳幼児の健全育成・保護者への育児支援を図ります。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------|---|----------|
| 健診受診率 | 3～4箇月児健康診査：96.0% 1歳6箇月児健康診査：100.9% 3歳児健康診査：102.2% | 100% |

②発達健診・乳幼児育成事業……<健康推進課>

1歳6箇月児健康診査、3歳児健康診査で発達支援が必要とされるお子さんについての個別相談を実施し、育児への助言や障害の有無についてスクリーニングを行います。必要時、発達健診や精密健診へつなぎます。また、乳幼児育成事業では、親子遊びを通じて育児への助言と集団場面での様子を観察して発達の支援を行います。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|----------|---------|----------|
| 発達健診実施回数 | 17回 | 18回 |
| 育成事業実施回数 | 12回 | 12回 |

③母子保健相談事業……<健康推進課>

乳幼児母性健康相談や親子ひろばでのミニ相談会や電話、訪問等による個別相談を実施します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|----------------|---------|----------|
| 乳幼児母性健康相談開催回数 | 9回 | 9回 |
| 親子ひろばミニ相談会開催回数 | 21回 | 22回 |

1-2-(2)障害のある人の健康の維持・増進

■ 取組の方向性

誰もが身近な場所で心と体の健康や体力の維持・増進、機能低下を防ぎ、病気の進行を遅らせるためのリハビリテーション、運動に取り組める環境づくりを進めます。

■ 重点事業

①歯科医療連携推進事業……<健康推進課>

歯科衛生士が障害者等歯科相談窓口でかかりつけ歯科医を探すことが困難な障害者、在宅要介護者等の相談を受け、身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、歯科医師会コーディネーターと連携して対応します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------------------------------------|---------|----------|
| 障害者等相談件数 (電話 88 件、訪問 9 件、面接 6 件) | 103 件 | 103 件 |

②メンタルヘルスセルフチェックシステム(こころの体温計事業)……<健康推進課>

障害のある人の健康への不安や健康づくりにこたえるため、健康や医療の情報を積極的に提供していきます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------------|---|----------|
| 健康や医療の情報提供 | 市報・ホームページ・ホッとおれんじ こくぶんじ等（「こころの体温計」運営）による情報提供 こころの体温計ポスター掲示 ティッシュの配布（市関係機関、市内店舗、薬局、市内イベント事業など3,000個配布） 自殺予防対策パンフレットの発行（1,000部） | 継続 |

③難病患者等言語リハビリ事業……<障害福祉課>

難病患者等の言語によるコミュニケーション機能の維持・向上及び咀嚼機能の保持等を図るため、言語聴覚士による言語リハビリ事業を支援します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------|---------|----------|
| 活動支援 | 継続 | 継続 |

基本目標2……自分らしい社会参加や学びへの支援

2-1 教育・文化芸術活動・スポーツ等

一人ひとりに応じた療育や教育を受けられる体制を整えるとともに、生涯にわたり多様な学習機会や社会参加の場を提供し、社会参加を促進します。

2-1-(1)療育・教育の充実

■ 取組の方向性

- ◆一人ひとりに応じた療育や教育を受けられるよう必要な支援を行います。
- ◆子どもたちが、お互いを理解し、認め合うことができるよう、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができる機会をつくります。

■ 重点事業

① こどもの発達センターつくしんぼの事業……<子育て相談室>

心身障害児や発育上、一時的に援助を必要としている児童に対して、適切な指導援助を行うとともに、保護者の相談を受け、支援の拡大を図ります。また、一貫した支援ができるようネットワークづくりを推進するとともに、こどもの発達に対する相談業務の拡充を図ります。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---------------------------------------|---------|----------|
| こどもの発達センターつくしんぼにおける相談・支援件数 (就学後含む) | 6,005 件 | 7,218 件 |

②児童発達支援センターの整備……<子育て相談室>

地域における療育の中核となる児童発達支援センターを設置し、18歳未満の発達に遅れのある子どもや障害のある子どもとその家族に対して、地域との連携を図りつつ、切れ目のない支援を実施するための拠点を整備します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---|---------|--------------|
| 児童発達支援センター事業における利用者満足度（児童発達支援事業、地域支援事業、保育所等訪問支援事業におけるアンケート調査結果） | | <u>90%以上</u> |

③障害児保育事業……<保育幼稚園課>

保育所において、適切な環境のもとで障害児保育が行われるよう、保育コンシェルジュによるニーズに合った保育サービスの情報提供・保育所見学の同行、保育士等の増配置の補助金の交付及び研修等の人材育成を推進していくことで、保育所全園で障害児を受け入れる体制を強化し、障害児の受け入れを推進します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---------|---------|----------|
| 受入体制の強化 | 継続 | 継続 |

④障害児学童保育事業……<子ども子育て支援課>

学童保育所において、障害児を適切な環境のもとで保育を行うことができるよう職員の加配等に対する補助などの支援を行いながら、受け入れを行います。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---------------|---------|----------|
| 補助金交付件数 | 14 件 | 22 件 |
| 受入施設数（公立及び私立） | 29 施設 | 34 施設 |

⑤副籍制度……<学校指導課>

副籍制度における交流及び共同学習を通して、都立特別支援学校と連携しながら障害理解の促進を図ります。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|--------------------|---------|----------|
| 副籍希望者に対する副籍実施人数の割合 | 100% | 100% |

⑥学校生活支援シートの活用の推進……<学校指導課>

障害のある児童・生徒を支援していく長期計画である学校生活支援シートの活用を推進し、対象の児童・生徒の障害に応じた細やかな支援を行います。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|--|---------|----------|
| 学校生活支援シートが必要な児童・生徒のうち、作成及び活用されている割合（%） | 99 | 100 |

2-1-(2)生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進

■ 取組の方向性

◆障害のある人の生涯学習機会の充実を図るとともに、文化芸術活動やスポーツなどの余暇活動を行うことができる環境を整備し、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。また、障害者スポーツの普及啓発などを通じて、障害のある人の地域との交流を図ります。

■ 重点事業

①公民館における生涯学習の支援……<公民館課>

知的障害の人が様々な活動を通して、仲間づくり、社会性や生きる力を身につけることを目指しています。誰もが地域で学び続けることができるよう、関係機関と連携して居場所や学習機会の提供に努めます。

また、公民館障害者施策協議会を開催し、公民館事業における障害のある人の参加促進及び障害のある人にとって効果的な学習の場となるための環境整備及び支援体制に関することなどについて協議します。

| 指標名 | 令和4年度実績 |
|----------------|--|
| くぬぎ教室、サロンの開催回数 | 本多：教室 11回・サロン 4回 並木：教室 11回・サロン 4回 恋ヶ窪：教室 11回 |

| 指標名 | 令和8年度目標値 |
|----------------------------|--|
| くぬぎ教室、サロン、公民館障害者施策協議会の開催回数 | 本多：教室 11回・サロン 4回 並木：教室 11回・サロン 4回 恋ヶ窪：教室 11回 協議会：5回 |

②コンサート等の文化芸術活動支援……<公民館課>

障害者団体と共に、同団体の周知と、障害のある人との交流を目的に、市民グループの参加を広く呼びかけ、コンサート等の文化芸術活動を支援します。

| 指標名 | 令和4年度実績 |
|------------|---------|
| コンサートの開催回数 | 1回 |

| 指標名 | 令和8年度目標値 |
|--------------------|----------|
| コンサート等の文化芸術活動の開催回数 | 2回 |

③スポーツ推進委員事業……<スポーツ振興課>

障害のある人が運動を行う場合の指導等の協力をしています。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-----------------------|---------|----------|
| 障害者（児）運動会・お楽しみ会への指導協力 | 実施 | 継続 |

④図書館における障害者サービス……<図書館課>

読書バリアフリー法に基づき、読書について不自由を感じる視覚障害者等の読書環境を整備します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------------|---------|----------|
| 障害者サービス登録者数 | 48人 | 65人 |

基本目標3……自分らしい働きかたへの支援

3-1 雇用・就業

一般就労及び福祉的就労において、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるように支援します。障害福祉サービスの充実や障害者就労支援センターの機能強化を図るとともに、自立支援協議会の就労支援部会を中心とした様々な取組を関係機関と連携して推進していきます。

3-1-(1)一般就労支援の充実

■ 取組の方向性

◆障害のある人の経済的自立を促進するため、それぞれの障害の特性に応じながら、一般企業等への障害のある人の雇用と定着に向けた取組を進めます。

■ 重点事業

①障害者就労支援センターの運営……<障害福祉課>

障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|--------------|---------|----------|
| 就労支援センター登録者数 | 292人 | 300人 |

②障害者雇用の促進……<職員課>

障害者雇用法定雇用率を遵守し、障害のある人の計画的な雇用を図っていきます。障害者雇用推進のために、市が率先して障害のある人の雇用・就労の機会確保の検討を進めていきます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|--------|---------|----------|
| 障害者雇用率 | 2.6% | 法定雇用率の達成 |

③職場体験機会の提供……<障害福祉課>

障害のある人の就労に向けた訓練の一環として、市役所内で職場体験実習を実施します。また、地域の企業でも職場体験実習が行えるよう企業に協力を求めていきます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------------|---------|----------|
| 職場体験実習開催回数 | 5回 | 5回 |

3-1-(2)福祉的就労の充実

■ 取組の方向性

- ◆一般企業への就労が困難な障害のある人に対しては、適性や能力に応じた多様な福祉的就労の場を確保し、障害のある人の収入の確保を図ります。
- ◆障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所への支援とともに、工賃の向上や魅力ある製品づくりができるよう支援を行います。
- ◆国分寺障害者施設お仕事ネットワークとの連携を更に強化し、農福連携や物品販売の拡充など、障害のある人の就労の場の拡大に努めます。

■ 重点事業

①障害者就労施設等の販路拡大の支援……<障害福祉課>

地域活性化包括連携協定等を活用し、障害者就労施設等の販路拡大を支援することで、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上につなげます。

| 指標名 | 令和4年度実績 |
|------|---------|
| 販路拡大 | 継続 |

| 指標名 | 令和8年度目標値 |
|--|----------|
| 国分寺障害者施設お仕事ネットワークによる地域活性化包括連携協定を活用した商業施設での物品販売開催回数 | 3回 |

②障害者就労施設等からの優先調達の推進……<障害福祉課>

市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く庁内に周知し、障害者就労施設等からの物品・役務の調達を拡大します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------------|---------|----------|
| 優先調達の実績がある課 | 35 課 | 36 課 |

基本目標4 ……共に生きる地域社会づくり

4-1 情報アクセシビリティ

福祉サービスや地域生活に関する情報を、多様な媒体を活用して発信します。

4-1-(1)情報提供体制の充実

■ 取組の方向性

- ◆障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実に努めます。

■ 重点事業

①障害福祉ガイドブックの作成……<障害福祉課>

障害のある人の福祉施策・福祉サービスの概要や利用の仕方を掲載した障害福祉ガイドブックを作成し、わかりやすい情報提供を行います。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------|---------|----------|
| 発行回数 | 1回 | 1回 |

②ホームページ運営・バリアフリー事業……<市政戦略室>

誰もが必要とする情報を簡便に取得できるよう、ホームページにおけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の維持・向上に取り組みます。

| 指標名 | 令和4年度実績 |
|--------------|---------|
| ホームページ操作研修回数 | 1回 |

| 指標名 | 令和8年度目標値 |
|--------------------|----------|
| アクセシビリティ向上に資する情報提供 | 1回 |

4-1-(2)意思疎通支援の充実

■ 取組の方向性

◆障害のある人に対して、社会生活における円滑な意思疎通の確保に努めます。

■ 重点事業

①市主催事業等への手話通訳者の設置……<障害福祉課>

各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------|---------|----------|
| 設置回数 | 67回 | 70回 |

②手話通訳者養成講習会……<障害福祉課>

手話のできる市民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------|---------|----------|
| 修了者数 | 81人 | 81人 |

③遠隔手話通訳システムの導入……<※障害福祉課>

聴覚障害者及び外国人の方々に対する市民サービス向上のため、必要とする来庁者がいつ来庁しても、通訳者が直接対応することができる三者通話型システムの導入について検討を進め、手話及び多言語に係る対応サービスの向上を図ります。

※：調整中

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---------------|---------|----------|
| 遠隔手話通訳システムの導入 | | 導入 |

4-2 生活環境

誰もが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境を整備します。

4-2-(1)移動しやすい環境の整備

■ 取組の方向性

- ◆障害の重度化、高齢化、進行する病気への対応や社会参加を支援するため、移動サービスの充実を図ります。
- ◆地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のための計画を作成します。また、公共交通事業者等と連携し、駅施設などのハード面における取組と、障害のある人への意識の啓発などのソフト面の取組の推進を目指します。

■ 重点事業

①福祉有償移送事業所への支援……<障害福祉課>

移動制約者や移動困難者の移動手段確保のため、公共交通機関では対応できないサポート部分を補完する福祉有償移送事業所の運営費を支給し、障害のある人の移動手段の拡充を図ります。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------|---------|----------|
| 活動支援 | 継続 | 継続 |

②バリアフリーの推進……<まちづくり計画課>

バリアフリーに関する基本構想を策定し、バリアフリーの推進に努めます。

| 指標名 | 令和4年度実績 |
|------------|-------------------------|
| 基本構想の策定・運用 | バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画を策定 |

| 指標名 | 令和8年度目標値 |
|------------|-------------------|
| 基本構想の策定・推進 | 基本構想に基づくバリアフリーの推進 |

③鉄道駅のバリアフリー化の推進……<まちづくり計画課>

視覚に障害のある人などが、駅ホームにおいて、線路への転落、電車との接触等をする事故が全国的に増加していることから、鉄道会社と連携して、ホームドアの設置に向け取り組みます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|----------|---------|----------|
| ホームドアの設置 | 協議 | 協議 |

4-3 安全・安心

地域で安心して暮らすことのできる環境を整備します。

4-3-(1)防災対策の推進

■ 取組の方向性

- ◆災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう必要な体制の整備を進めます。
- ◆避難所においては、障害特性に応じた情報伝達や物資等の確保、周囲への理解の促進を図るとともに、被災後の自宅での生活においては、地域で連携し、見守りその他の生活支援体制の整備に努めます。

■ 重点事業

①避難行動要支援者の支援……<地域共生推進課>

災害時に、自力又は家族のみでの避難が困難な方を対象に、地域の支援者が安否確認や避難の介助を行うための避難行動要支援者の登録制度を周知・運用します。

| 指標名 | 令和4年度実績 |
|---------------|---------|
| 避難行動要支援者登録者総数 | 2,218人 |

| 指標名 | 令和8年度目標値 |
|---------------------|----------|
| 地域の支援者との連携を図る取組を進める | 継続 |

②防災まちづくり推進地区事業、市民防災推進委員会事業……<防災安全課>

町会、自治会やコミュニティ協議会などと連携を図り、地域住民による声かけ・見守り運動を推進します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------------|---------|----------|
| 防災まちづくり推進地区 | 15地区 | 17地区 |
| 委員認定者数 | 1,325人 | 1,453人 |

③震災総合防災訓練事業……<防災安全課>

災害発生時における避難場所、避難行動などの確認、また、日頃の災害への備えなどについて周知を図ります。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------|---------|----------|
| 参加者数 | 2,723人 | 10,000人 |

④災害時個別支援計画の策定……<障害福祉課>

在宅で人工呼吸器を使用している方の災害時個別支援計画を策定します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---|---------|----------|
| 災害時個別支援計画を必要とする在宅人工呼吸器使用の障害者に対する計画策定の割合 | 66% | 100% |

4-3-(2)防犯対策の推進

■ 取組の方向性

- ◆悪質、違法な商品購入や契約等により障害のある人が消費者トラブルに巻き込まれたり、財産が侵害されたりしないための取組を推進します。
- ◆障害のある人が犯罪に巻き込まれないための取組を推進します。

■ 重点事業

①消費生活相談室機能強化事業……<経済課>

消費者トラブルの複雑化、多様化や相談件数の増加に対応するため、消費生活相談員が受講する研修の機会を増やし、消費生活相談体制を強化します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---------------|---------|----------|
| 消費生活相談員研修受講人数 | 延べ 49 人 | 延べ 51 人 |

②生活安全・安心メール配信サービス事業……<防災安全課>

犯罪、事件情報、不審者情報等を電子メールで市民に提供し、犯罪被害を未然に防ぎます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------|----------|----------|
| 登録者数 | 21,196 人 | 22,500 人 |

4-4 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られる体制を整備します。

4-4-(1)心のバリアフリーの推進

■ 取組の方向性

- ◆「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を始め、障害に関する様々な普及啓発活動を通し、障害に関する理解促進や差別の解消を推進します。

■ 重点事業

①理解促進・普及啓発事業……<障害福祉課>

障害への理解促進に関する講演会等の開催や、「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の普及啓発活動などを通じて、障害や障害のある人への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-----------------------|---------|----------|
| 障害への理解促進に関する啓発活動の実施回数 | 13回 | 14回 |

②障害者差別解消の推進……<障害福祉課>

障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法の改正動向等も踏まえ、普及啓発に努めます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 障害者差別解消法に基づく取組の実施 | 職員への普及啓発 障害者差別解消支援地域協議会の設置を検討 | 職員への普及啓発 障害者差別解消支援地域協議会の設置 |

4-4-(2)権利擁護の推進

■ 取組の方向性

◆知的障害のある人や精神障害のある人など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談に取り組みます。

■ 重点事業

①福祉サービス総合支援事業……<地域共生推進課>

弁護士等による専門相談や第三者性を有する苦情対応機関を設置し、福祉サービス利用に関する苦情への適切な対応を行っていきます。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|----------------------|---------|----------|
| 苦情相談 (障害者福祉に係るもの) | 継続 | 継続 |

②成年後見活用あんしん生活創造事業……<地域共生推進課>

判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な方及びその親族への制度利用支援を行います。また、成年後見制度の理解促進等障害のある人の権利擁護のため「成年後見制度利用促進計画」に基づき取組を促進します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------|--|----------|
| 相談実人数 | 48人 (知的障害者12人, 精神障害者21人, その他15人) | 49人 |

基本目標5……自立を支援する人づくり

5-1 人材の養成と確保

サービスの拡大と質の向上を図るために、福祉を支える人材の養成・確保に取り組みます。

5-1-(1)障害理解・病気理解の促進

■ 取組の方向性

◆障害や病気を理解し、適切なかかわりができるようにサービスを担う支援者の養成に取り組みます。

■ 重点事業

①教員研修の推進……<学校指導課>

学級担任のための障害児教育に関する研修会や情報交換等の研修を行います。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|--------------------|---------|----------|
| 特別支援教育に関する研修会の開催回数 | 4回 | 5回 |

②保育所の障害児保育研修……<保育幼稚園課>

市内を3つのエリアに分け、各エリア内に設置した基幹型保育所が、保育の質の維持・向上のため、相互に連携を図り、外部機関等と連携しながら、保育施設に対して障害児保育に関する内容なども含めた情報の共有・助言指導・各種研修等を行います。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------------------|---------|----------|
| 障害児保育に関する研修会の開催回数 | | 1回 |

③学童保育所の障害児保育研修……<子ども子育て支援課>

学童保育所に従事する職員の障害児保育に関する知識の習得及び技術の向上のため、各種研修等を実施します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|----------------------|---------|----------|
| 学童保育所職員障害児研修 実施回数 | | 2回 |

5-1-(2)サービスを担う人材の養成と確保

■ 取組の方向性

- ◆専門的な人材を確保するため、事業者や関係機関と連携し、障害福祉の仕事に魅力や関心を持ってもらえるよう、具体的方法を検討・実施します。
- ◆地域で支援してくれる人を確保するために、ボランティア等の養成に取り組みます。

■ 重点事業

①知的障害者ガイドヘルパー養成研修及び同行援護従業者養成研修……<障害福祉課>

研修を実施することでガイドヘルパーを増やし、「同行援護」及び「移動支援」を利用しやすくすることで、障害のある方の自立した生活や余暇活動などの社会参加を支援します。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|-------|---------|----------|
| 研修の実施 | | 実施 |

②障害者支援ボランティア養成講座……<公民館課>

障害のある人に対する理解を深め、ボランティアの養成を目指す講座を開催します。公民館くぬぎ教室の活動や運営の紹介を通して、スタッフの養成を行います。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|---------|---------|----------|
| 講座の開催回数 | 4回 | 4回 |

5-1-(3)障害当事者・家族への支援

■ 取組の方向性

- ◆障害のある人の地域生活における自立や、その家族の福祉の向上に向けて、市や専門員、当事者団体などと一体となって支援に努めます。また、障害者団体の活動の活性化を推進します。
- ◆障害のある当事者同士や家族等が相互に話を聞き、理解し、助け合うピアサポートの取組について支援します。

■ 重点事業

①障害当事者団体等の育成・支援……<障害福祉課>

障害のある当事者が、様々な活動を通し、自立と社会参加できるよう、当事者団体の育成と支援をします。また、障害福祉ガイドブック等を通じた周知を行います。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|----------|---------|----------|
| 団体の育成・支援 | 継続 | 継続 |

②ピアサポート支援……<障害福祉課>

障害のある当事者同士の交流や、障害者がかかる、様々な問題の解決に当たるための活動に対する支援をします。

| 指標名 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標値 |
|------|---------|----------|
| 活動支援 | 継続 | 継続 |

第5章 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的な考え方

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは -----

『障害福祉計画』は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

『障害児福祉計画』は児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』は、第6期・第2期（令和3年度から令和5年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

(2) 計画の内容 -----

① 記載すべき事項

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』では、国的基本指針に基づき以下の7点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8年度を目標年度として成果目標を設定します。

| | |
|-------|--------------------------------|
| 成果目標1 | 施設入所者の地域生活への移行 |
| 成果目標2 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 |
| 成果目標3 | 地域生活支援の充実 |
| 成果目標4 | 福祉施設から一般就労への移行等 |
| 成果目標5 | 障害児支援の提供体制の整備等 |
| 成果目標6 | 相談支援体制の充実・強化等 |
| 成果目標7 | 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 |

③ 障害福祉サービス等、児童福祉法に基づく障害児のサービスの見込量と確保の方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また、児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

(1)施設入所者の地域生活への移行 -----

障害のある人が地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

〈実績と目標の経緯〉

| 成果指標 (指標名称) | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 実績 | | | | | 目標値 |
| 地域生活への移行者数 | 1人 | 2人 | 1人 | 1人 | 0人 | 5人 |
| 施設入所者数 | 79人 | 80人 | 74人 | 72人 | 70人 | 80人 |

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 令和4年度末の地域生活への移行者数は0人、施設入所者数は70人でした。グループホームの整備が進み、地域での生活を推進した結果、新規の施設入所者は少なくなっていますが、地域生活への移行者が少ない状況を改善する必要があります。
- 施設入所者の地域生活への移行に関する具体的なニーズの把握を行い、令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数70人の6%以上に当たる5人が、グループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。
- 施設入所者数については、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数である70人の5%以上が減少している状態を目指します。

【成果目標】

| 指標名称 | 目標数値 | 目標年度 |
|------------|----------|--------|
| 地域生活への移行者数 | 5人 | 令和8年度末 |
| 施設入所者数 | 66人を超えない | 令和8年度末 |

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 -----

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

【国の基本指針】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

〈実績と目標の経緯〉

| 成果指標 (指標名称) | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | |
|--------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 実績 | | | | | 目標値 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 検討 | 設置 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 |

【利用実績と市の目標値設定の考え方】

- 令和元年度に自立支援協議会の専門部会である精神保健福祉部会を地域包括ケアシステムの協議の場として位置づけました。また、令和4年度に精神保健福祉部会の作業部会として地域移行等支援連絡会を立ち上げ、地域生活への移行や安定した生活の構築のためのより具体的な検討を定期的に重ね、年4回開催しました。
- ◎ 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた自立支援協議会精神保健福祉部会を活用し、退院後の精神障害のある人が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めるとともに、医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について、検討していきます。令和5年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場である精神保健福祉部会は、年に3回の開催とし、作業部会の活動の報告や検討も含め、協議を継続していきます。

【成果目標】

| 指標名称 | 目標数値 | 目標年度 |
|--------------------------|------|--------|
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 3回／年 | 令和8年度末 |

【活動指標】

| 指標名称 | 見込量 | | |
|--|-------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 協議の場における保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 | 12人 | 12人 | 12人 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 精神障害者の地域移行支援の利用者数※ | 2人 | 2人 | 2人 |
| 精神障害者の地域定着支援の利用者数※ | 2人 | 2人 | 2人 |
| 精神障害者の共同生活援助の利用者数※ | 60人 | 65人 | 70人 |
| 精神障害者の自立生活援助の利用者数※ | 1人 | 1人 | 1人 |
| 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数 | 15人 | 15人 | 15人 |

※：各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数

(3)地域生活支援の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていくよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）の機能の充実を図ります。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

〈実績と目標の経緯〉

| 成果指標 (指標名称) | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | |
|-----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 実績 | | | | | 目標値 |
| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 | 設置 | 充実 | 整備 | 1回 | 1回 | 1回 |

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 令和4年度は、自立支援協議会において、機能毎に整備状況及び課題を報告し、運用状況の検証及び検討を1回行いました。体験の機会・場の機能強化に重点的に取り組み、地域生活支援拠点等の機能の充実が図られています。
- 平成30年度に位置づけた地域生活支援拠点等が有する機能を更に充実させるため、自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を継続します。
- 令和8年度末までに、強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制整備の検討を進めます。

【 成果目標 】

| 指標名称 | 目標数値 | 目標年度 |
|---------------------------|------|--------|
| 地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討 | 1回／年 | 令和8年度末 |
| 強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備 | 検討 | 令和8年度末 |

【 活動指標 】

| 指標名称 | 見込量 | | |
|--|-------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（自立支援協議会就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。

〈実績と目標の経緯〉

| 成果指標 (指標名称) | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | |
|-----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 実績 | | | | | 目標値 |
| 一般就労への移行者数 (全体) | 25人 | 22人 | 14人 | 32人 | 29人 | 31人 |
| 一般就労への移行者数 (就労移行支援事業) | 20人 | 22人 | 11人 | 28人 | 26人 | 29人 |
| 一般就労への移行者数 (就労継続支援A型・B型 事業) | 4人 | 0人 | 3人 | 4人 | 3人 | 2人 |

| 成果指標 (指標名称) | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | |
|----------------------------|----------|-------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| | 実績 | | | | | 目標値 |
| 一般就労への移行者が就労定着支援事業所を利用する割合 | | | | 57% | 30% | 6割 |
| 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所 | | | | | | 7割以上 |

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 令和 4 年度の一般就労への移行者数全体の人数は 29 人でした。
- 令和 4 年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は 26 人でした。
- 令和 4 年度の就労継続支援を通じた一般就労への移行者数は 3 人で、そのうち、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数は 1 人、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数は 2 人でした。
- 令和 4 年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業所を利用した割合は 30% でした。
- 市内に就労定着支援事業所が無い状況が続いており、開設に向けた取組みが必要です。
- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、令和 8 年度に令和 3 年度実績（28 人）の 1.28 倍以上にあたる 36 人の一般就労への移行実績を達成することを目標とします。
- 令和 8 年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上にすることを目標とします。
- 令和 8 年度において、就労定着支援事業の利用者数を令和 3 年度実績（25 人）の 1.4 倍以上にあたる 35 人とすることを目標とします。
- 令和 8 年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所が全体の 2 割 5 分以上となることを目標とします。

【 成果目標 】

| 指標名称 | 目標数値 | 目標年度 |
|---|------|--------|
| 一般就労への移行者数 (就労移行支援事業) | 36 人 | 令和8年度末 |
| 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | 5割 | 令和8年度末 |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 35 人 | 令和8年度末 |
| 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合 | 2割5分 | 令和8年度末 |

(5)障害児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置。

〈実績と目標の経緯〉

| 成果指標 (指標名称) | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | |
|---|-------------|--------|--------------------------------|--------|--------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 実績 | | | | | 目標値 |
| 児童発達支援センターの設置 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 保育所等訪問支援を利用する体制の構築 | 市内事業所との意見交換 | 体制構築 | 体制構築 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 市内事業所と懇談 | 事業所と懇談 | 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 事業所と懇談 | 事業所と懇談 | 確保 |
| 医療的ケア児支援の協議の場の運用 | 検討 | 検討 | 設置 | 継続 | 継続 | 運用 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数 | | | 1人 | 1人 | 1人 | 2人 |

【利用実績と市の目標値設定の考え方】

- 児童発達支援センターについては、令和6年11月設置に向けて、検討が進んでいます。
- 保育所等訪問支援の事業所については令和元年度に、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は令和2年度に開設され、児童発達支援事業所については、令和5年5月に新規開設されました。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数は、令和4年度末時点で1人でした。
- 令和6年度の児童発達支援センターの設置に向け、検討を引き続き行っています。また、令和8年度までに設置した児童発達支援センターが障害児福祉推進の中核を担う機関として機能できることを目指します。
- 児童発達支援センターを活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を維持することを目標とします。

【 成果目標 】

| 指標名称 | 目標数値 | 目標年度 |
|-----------------------------------|------|--------|
| 児童発達支援センターの設置 | 設置 | 令和8年度末 |
| 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 | 構築 | 令和8年度末 |
| 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の維持 | 維持 | 令和8年度末 |

【 活動指標 】

| 指標名称 | 見込量 | | |
|--------------------------------------|-------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 児童発達支援の利用児童数※ | 190人 | 200人 | 210人 |
| 放課後等デイサービスの利用児童数※ | 305人 | 320人 | 335人 |
| 保育所等訪問支援の利用児童数※ | 5人 | 6人 | 6人 |
| 障害児相談支援の利用児童数※ | 111人 | 122人 | 133人 |
| 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 3人 | 4人 | 5人 |

※：各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数

(6)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。また、障害福祉サービス等事業者及び相談支援事業所と連携して、計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できるように体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- 協議会（自立支援協議会相談支援部会・精神保健福祉部会）における、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

〈実績と目標の経緯〉

| 成果指標 (指標名称) | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 実績 | | | | | 目標値 |
| 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 | / | / | / | 確保 | 確保 | 確保 |

【利用実績と 市の目標値設定の考え方】

- 地域生活支援拠点である基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携して、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいます。
- 関係機関との連携を通して、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を令和8年度まで継続します。
- 令和8年度末までに、相談支援部会及び精神保健福祉部会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施します。

【 成果目標 】

| 指標名称 | 目標数値 | 目標年度 |
|---|------|--------|
| 関係機関との連携を通じた、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 | 継続 | 令和8年度末 |
| 相談支援部会及び精神保健福祉部会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等を実施 | 継続 | 令和8年度末 |
| 計画(障害児)相談支援を希望するすべての人が利用できる体制を構築 | 体制構築 | 令和8年度末 |

【 活動指標 】

| 指標名称 | 見込量 | | |
|--|-------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数 | 9回 | 9回 | 9回 |
| 基幹相談支援センターによる相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 8回 | 8回 | 8回 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの改善 | 継続 | 継続 | 継続 |

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 -----

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業者の増加している中、より一層事業者が利用者に対して、必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

〈実績と目標の経緯〉

| 成果指標 (指標名称) | 第5期計画 | | | 第6期計画 | | |
|----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 実績 | | | | | 目標値 |
| 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築 | / | / | / | 体制構築 | 体制構築 | 体制構築 |

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 障害福祉サービス等事業者に対する指導検査や集団指導を実施しており、障害福祉課と地域共生推進課で連携し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施しています。
- 令和8年度まで、引き続き障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を継続します。

【 成果目標 】

| 指標名称 | 目標数値 | 目標年度 |
|----------------------------------|------|--------|
| 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持 | 継続 | 令和8年度末 |

【 活動指標 】

| 指標名称 | 見込量 | | |
|---|-------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（市町村） | 5人 | 5人 | 5人 |

3 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保の方策を定めます。

(1)訪問系サービス -----

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保の方策

- 市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- 東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行うとともに、基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や差別解消などをテーマにした研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

| サービス名 | 内容 |
|--------|--|
| 居宅介護 | 居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障害により移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。 |
| 行動援護 | 知的障害又は精神障害により、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。 |

| サービス名 | 内容 |
|------------|--------------------------------------|
| 重度障害者等包括支援 | 特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

(2)日中活動系サービス -----

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、サービス提供基盤の整備動向等による今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保の方策

- 市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。

| サービス名 | 内容 |
|------------|--|
| 生活介護 | 常時介護が必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。 |
| 自立訓練（機能訓練） | 身体障害のある人等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 知的障害又は精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |
| 就労選択支援 | 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスを行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 |
| 就労継続支援（A型） | 一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |

| サービス名 | 内容 |
|------------|--|
| 就労継続支援（B型） | 雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。 |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| 短期入所 | 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。） |

(3)居住系サービス -----

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、障害の重度化・高齢化や「親なき後」等によるグループホームの利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保の方策

- 市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- 指導検査、第三者評価、東京都及び市が実施する研修・説明会を通じて、市内事業所の支援力向上を促進することで、強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームの開設につなげていきます。また、開設に向けた協議を市内の法人及び障害者団体等で連携して進めています。

| サービス名 | 内容 |
|--------|--|
| 自立生活援助 | 施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。 |
| 共同生活援助 | 共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。 |

(4)相談支援 -----

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保の方策

- 市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- 自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

| サービス名 | 内容 |
|--------------------|---|
| 計画相談支援 (個別計画作成) | <ul style="list-style-type: none">●サービス利用支援 障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。●継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。 |

【 第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの実績と見込量】

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|------------|-------|----------|----------|-----------|----------|-----------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 見込み |
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 利用時間数 | 1,755 時間 | 1,229 時間 | 1,794 時間 | 1,325 時間 | 1,833 時間 |
| | | 利用者数 | 135 人 | 115 人 | 138 人 | 126 人 | 141 人 |
| | 重度訪問介護 | 利用時間数 | 9,720 時間 | 9,089 時間 | 10,260 時間 | 9,863 時間 | 10,800 時間 |
| | | 利用者数 | 36 人 | 32 人 | 38 人 | 33 人 | 40 人 |
| | 同行援護 | 利用時間数 | 754 時間 | 391 時間 | 780 時間 | 534 時間 | 806 時間 |
| | | 利用者数 | 29 人 | 22 人 | 30 人 | 24 人 | 31 人 |
| | 行動援護 | 利用時間数 | 243 時間 | 246 時間 | 270 時間 | 266 時間 | 270 時間 |
| | | 利用者数 | 9 人 | 8 人 | 10 人 | 12 人 | 10 人 |
| | 重度障害者等包括支援 | 利用時間数 | 0 時間 | 0 時間 | 0 時間 | 0 時間 | 0 時間 |
| | | 利用者数 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 利用日数 | 4,740 日 | 4,314 日 | 4,800 日 | 4,836 日 | 4,860 日 |
| | | 利用者数 | 237 人 | 230 人 | 240 人 | 238 人 | 243 人 |
| | 自立訓練(機能訓練) | 利用日数 | 28 日 | 29 日 | 35 日 | 10 日 | 35 日 |
| | | 利用者数 | 4 人 | 3 人 | 5 人 | 2 人 | 5 人 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 利用日数 | 192 日 | 162 日 | 204 日 | 241 日 | 216 日 |
| | | 利用者数 | 16 人 | 13 人 | 17 人 | 18 人 | 18 人 |
| | 就労移行支援 | 利用日数 | 901 日 | 837 日 | 935 日 | 771 日 | 969 日 |
| | | 利用者数 | 53 人 | 46 人 | 55 人 | 43 人 | 57 人 |
| | 就労継続支援(A型) | 利用日数 | 336 日 | 239 日 | 336 日 | 255 日 | 336 日 |
| | | 利用者数 | 16 人 | 11 人 | 16 人 | 12 人 | 16 人 |
| | 就労継続支援(B型) | 利用日数 | 3,536 日 | 3,410 日 | 3,655 日 | 3,671 日 | 3,757 日 |
| | | 利用者数 | 208 人 | 203 人 | 215 人 | 219 人 | 221 人 |
| | 就労定着支援 | 利用者数 | 20 人 | 25 人 | 24 人 | 25 人 | 28 人 |
| | 療養介護 | 利用者数 | 12 人 | 11 人 | 12 人 | 10 人 | 12 人 |
| サ居住系サービス | 短期入所(福祉型) | 利用日数 | 395 日 | 219 日 | 400 日 | 296 日 | 405 日 |
| | | 利用者数 | 79 人 | 47 人 | 80 人 | 50 人 | 81 人 |
| | 短期入所(医療型) | 利用日数 | 77 日 | 57 日 | 77 日 | 69 日 | 77 日 |
| | | 利用者数 | 11 人 | 6 人 | 11 人 | 9 人 | 11 人 |
| 相談支援 | 自立生活援助 | 利用者数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 0 人 | 1 人 |
| | 共同生活援助 | 利用者数 | 137 人 | 162 人 | 144 人 | 180 人 | 151 人 |
| | 施設入所支援 | 利用者数 | 80 人 | 72 人 | 80 人 | 70 人 | 80 人 |
| | 計画相談支援 | 利用者数 | 106 人 | 115 人 | 111 人 | 134 人 | 116 人 |
| | 地域移行支援 | 利用者数 | 2 人 | 1 人 | 3 人 | 2 人 | 3 人 |
| | 地域定着支援 | 利用者数 | 2 人 | 2 人 | 3 人 | 0 人 | 3 人 |

※：各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数

【 第7期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量(※1) 】

| サービス名 | | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 利用時間数 | 1,325 時間 | 1,335 時間 | 1,345 時間 |
| | | 利用者数 | 126 人 | 127 人 | 128 人 |
| | 重度訪問介護 | 利用時間数 | 10,400 時間 | 10,700 時間 | 11,000 時間 |
| | | 利用者数 | 35 人 | 36 人 | 37 人 |
| | 同行援護 | 利用時間数 | 600 時間 | 625 時間 | 676 時間 |
| | | 利用者数 | 25 人 | 25 人 | 26 人 |
| | 行動援護 | 利用時間数 | 280 時間 | 300 時間 | 300 時間 |
| | | 利用者数 | 13 人 | 14 人 | 14 人 |
| | 重度障害者等包括支援 | 利用時間数 | 0時間 | 0時間 | 0時間 |
| | | 利用者数 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 利用日数 | 5,000 日 | 5,100 日 | 5,200 日 |
| | | 利用者数 | 250 人 | 255 人 | 260 人 |
| | 自立訓練(機能訓練) | 利用日数 | 12 日 | 12 日 | 12 日 |
| | | 利用者数 | 3人 | 3人 | 3人 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 利用日数 | 312 日 | 336 日 | 360 日 |
| | | 利用者数 | 26 人 | 28 人 | 30 人 |
| | 就労選択支援 | 利用日数 | | 5人 | 10 人 |
| | 就労移行支援 | 利用日数 | 828 日 | 828 日 | 828 日 |
| | | 利用者数 | 46 人 | 46 人 | 46 人 |
| | 就労継続支援(A型) | 利用日数 | 273 日 | 294 日 | 294 日 |
| | | 利用者数 | 13 人 | 14 人 | 14 人 |
| | 就労継続支援(B型) | 利用日数 | 3,859 日 | 3,944 日 | 4,029 日 |
| | | 利用者数 | 227 人 | 232 人 | 237 人 |
| | 就労定着支援 | 利用者数 | 26 人 | 27 人 | 28 人 |
| | 療養介護 | 利用者数 | 10 人 | 10 人 | 10 人 |
| | 短期入所(福祉型) | 利用日数 | 365 日 | 380 日 | 395 日 |
| | | 利用者数 | 73 人 | 76 人 | 79 人 |
| | 短期入所(医療型) | 利用日数 | 70 日 | 70 日 | 70 日 |
| | | 利用者数 | 9 人 | 9人 | 9人 |
| サ居ビス系 | 自立生活援助 | 利用者数 | 2人 | 4人 | 6人 |
| | 共同生活援助 | 利用者数 | 196 人 | 204 人 | 212 人 |
| | | 重度障害者の利用者数 (※2) | 38 人 | 40 人 | 42 人 |
| | 施設入所支援 | 利用者数 | 68 人 | 67 人 | 66 人 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 利用者数 | 151 人 | 157 人 | 163 人 |
| | 地域移行支援 | 利用者数 | 3人 | 5人 | 7 人 |
| | 地域定着支援 | 利用者数 | 3人 | 5人 | 7人 |

※1：各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数

※2：障害支援区分6の利用見込数

4 障害児支援給付事業の見込量と確保の方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスについて、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保の方策を定めます。

(1) 障害児通所支援

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、事業所の開設予定や今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保の方策

- サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- 基幹相談支援センター等において、子ども、教育、福祉等の関係機関の連携の強化やサービスの質の向上を目的とした研修等の取組を行います。

| サービス名 | 内容 |
|-------------|--|
| 児童発達支援 | 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由で、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害等の状態にあって、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。 |

(2)障害児相談支援 -----

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、障害児通所支援サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保の方策

- 市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- 自立支援協議会相談支援部会を中心に、子ども、教育、福祉等の関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

| サービス名 | 内容 |
|---------------------|--|
| 障害児相談支援 (個別計画作成) | <ul style="list-style-type: none">●障害児支援利用援助 障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行います。●継続障害児支援利用援助 障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。 |

【 第2期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の実績と見込量】

| サービス名 | 単位 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 見込み |
| 児童発達支援 | 利用日数 | 1,055日 | 1,254日 | 1,093日 | 1,291日 | 1,131日 | 1,440日 |
| | 利用者数 | 111人 | 152人 | 115人 | 171人 | 119人 | 180人 |
| 医療型児童発達支援 | 利用日数 | 40日 | 33日 | 40日 | 20日 | 40日 | 45日 |
| | 利用者数 | 5人 | 6人 | 5人 | 6人 | 5人 | 6人 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用日数 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 |
| | 利用者数 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 放課後等デイサービス | 利用日数 | 2,043日 | 2,362日 | 2,081日 | 2,525日 | 2,119日 | 2,755日 |
| | 利用者数 | 215人 | 259人 | 219人 | 269人 | 223人 | 290人 |
| 保育所等訪問支援 | 利用日数 | 8日 | 3日 | 12日 | 8日 | 16日 | 10日 |
| | 利用者数 | 2人 | 2人 | 3人 | 4人 | 4人 | 5人 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 | 53人 | 77人 | 55人 | 101人 | 57人 | 100人 |

※：各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数

【 第3期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の見込量】

| サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|------|--------|--------|--------|
| 児童発達支援 | 利用日数 | 1,520日 | 1,600日 | 1,680人 |
| | 利用者数 | 190人 | 200人 | 210人 |
| 医療型児童発達支援 | 利用日数 | 45日 | 45日 | 45日 |
| | 利用者数 | 6人 | 6人 | 6人 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用日数 | 0日 | 0日 | 0日 |
| | 利用者数 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 放課後等デイサービス | 利用日数 | 2,898日 | 3,040日 | 3,183日 |
| | 利用者数 | 305人 | 320人 | 335人 |
| 保育所等訪問支援 | 利用日数 | 10日 | 12日 | 12日 |
| | 利用者数 | 5人 | 6人 | 6人 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 | 111人 | 122人 | 133人 |

※：各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数

5 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保の方策を定めます。

(1) 必須事業 -----

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、また、今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保の方策

①理解促進研修・啓発事業

障害への理解促進を図るため、市民に分かりやすい啓発事業を実施します。

②自発的活動支援事業

障害当事者やその家族同士の情報交換のできる自発的な交流活動の支援を図ります。

③相談支援事業

自立支援協議会を活用しながら、基幹相談支援センター、相談支援事業者、事業所等の連携を図り、相談支援業務の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及に努めます。なお、親族による申立てが困難な判断能力が不十分な障害者について、市が申立てを行うとともに、成年後見にかかる費用を助成します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度推進機関である社会福祉協議会の権利擁護センターこくぶんじと連携し、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣については、手話奉仕員養成講習会を継続実施し、手話通訳者全国統一試験の合格者の輩出を目指し、手話通訳者の確保に努めます。また、市役所での手話通訳者の配置を継続します。

⑦日常生活用具給付等事業

障害福祉ガイドブックなどを通じて事業内容の周知に努めます。また、利便性等を十分に考慮しながら種目の見直し等を検討していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修では、養成講習会を引き続き実施し、通訳者を養成していきます。

⑨移動支援事業

移動支援事業については、ヘルパーの充実が課題です。障害者団体や事業所等からご意見を伺いながら、利便性の向上を図ります。

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センターについては、関係機関との連携を図りながら支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより利用の促進を図ります。

| サービス名 | 内容 |
|-------------|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。 |
| 自発的活動支援事業 | 障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。 |
| 相談支援事業 | <p>① 障害者相談支援事業 障害のある人や障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用に関する支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のための必要な支援を行います。</p> <p>② 基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある市民やその家族、また支援機関からの相談に応じます。ライフサイクルに沿った切れ目がない支援を目指すほか、障害のある方の権利を守り、緊急を緊急にしない具体的な取組を各機関と話し合い、地域のネットワークを構築します。</p> |

| サービス名 | 内容 |
|----------------|---|
| | <p>③ 住宅入居等支援事業 地域での単身生活を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、支援を行います（共同生活援助入居者を除く）。</p> |
| 成年後見制度利用支援事業 | 障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行います。 |
| 意思疎通支援事業 | 意思疎通の円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。 |
| 日常生活用具給付等事業 | 日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術を習得した人材の養成を行います。 |
| 移動支援事業 | 地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。 |
| 地域活動支援センター事業 | 地域活動支援センターⅠ型事業所において、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。 地域活動支援センターⅢ型事業所において、創造的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行います。 |

(2)任意事業 -----

見込量確保の方策

①日中一時支援事業

事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

②訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

障害福祉ガイドブック等を通じて事業内容の周知に努めます。

④点字・声の広報等発行事業

視覚障害等により、文字による情報入手が困難な人に対し、市報等の音声版での情報提供を図るなど、障害のある人へのわかりやすい情報提供に努めます。

⑤スポーツ・レクリエーション事業

障害者等の交流や余暇活動の機会の提供のための事業を実施し、当事者のニーズを把握しながら、事業内容の充実を図ります。

| サービス名 | 内容 |
|------------------|--|
| 日中一時支援事業 | 障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等の日中における活動の場を確保します。 |
| 訪問入浴サービス事業 | 重度の身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。 |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 身体障害又は知的障害のある人が自動車運転免許を取得する際の費用及び身体障害のある人が自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 |
| 点字・声の広報等発行事業 | 文字による情報入手が困難な障害のある人等に対して、点訳、音声訳その他障害のある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等の障害者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜提供します。 |
| スポーツ・レクリエーション事業 | 障害のある人等の体力増強、交流、又は障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害のある人がスポーツ・レクリエーションに触れる機会等を提供します。 |

【 第6期障害福祉計画における地域生活支援事業の実績と見込量】

| 事業名 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | |
|---------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|-----------|------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 見込み | |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 自発的活動支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 相談支援事業 | | | | | | | |
| ① 障害者相談支援事業 | 5ヶ所 | 4ヶ所 | 5ヶ所 | 4ヶ所 | 5ヶ所 | 4ヶ所 | |
| ② 基幹相談支援センター | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | |
| ③ 住宅入居等支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 成年後見制度利用支援事業 | 3人 | 1人 | 4人 | 1人 | 5人 | 3人 | |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 意思疎通支援事業 | | | | | | | |
| ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 331件 | 156件 | 334件 | 198件 | 336件 | 215件 | |
| ②指文字通訳者派遣事業 | 20件 | 2件 | 20件 | 9回 | 20件 | 12件 | |
| ③対面朗読者派遣事業 | 26件 | 11件 | 26件 | 11件 | 26件 | 12件 | |
| ④手話通訳者設置事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | |
| ①介護・訓練支援用具 | 6件 | 9件 | 6件 | 1件 | 6件 | 7件 | |
| ②自立生活支援用具 | 15件 | 15件 | 15件 | 13件 | 15件 | 16件 | |
| ③在宅療養等支援用具 | 15件 | 14件 | 15件 | 9件 | 15件 | 16件 | |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 38件 | 34件 | 40件 | 25件 | 42件 | 28件 | |
| ⑤排泄管理支援用具 | 2,119件 | 2,247件 | 2,148件 | 2,361件 | 2,178件 | 2,471件 | |
| ⑥居宅生活動作補助用具 | 3件 | 6件 | 3件 | 0件 | 3件 | 3件 | |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 74人 | 38人 | 75人 | 81人 | 76人 | 81人 | |
| 移動支援事業 | 170人 | 142人 | 175人 | 149人 | 180人 | 160人 | |
| 地域活動支援センター事業 | | | | | | | |
| ①地域活動支援センター(Ⅰ型) | 3ヶ所 | 3ヶ所 | 3ヶ所 | 3ヶ所 | 3ヶ所 | 3ヶ所 | |
| ②地域活動支援センター(Ⅱ・Ⅲ型) | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | |
| 任意事業 | 日中一時支援事業 | 118人 | 89人 | 123人 | 83人 | 128人 | 89人 |
| | 訪問入浴サービス事業 | 10人 | 11人 | 10人 | 12人 | 10人 | 10人 |
| | 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 1人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 点字・声の広報等発行事業 | CDほか | CDほか | CDほか | CDほか | CDほか | CDほか |
| | スポーツ・レクリエーション事業 | 実施 | 中止 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

【 第7期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量 】

| 事業名 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------|---------------------|---------|---------|---------|
| 必須事業 | 理解促進研修・啓発事業 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 自発的活動支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 相談支援事業 | | | |
| | ① 障害者相談支援事業 | 4ヶ所 | 4ヶ所 | 4ヶ所 |
| | ② 基幹相談支援センター | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 |
| | ③ 住宅入居等支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 成年後見制度利用支援事業 | 3人 | 4人 | 5人 |
| | 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 意思疎通支援事業 | | | |
| | ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 218 件 | 226 件 | 234 件 |
| | ②指文字通訳者派遣事業 | 12 件 | 12 件 | 12 件 |
| | ③対面朗読者派遣事業 | 14 件 | 14 件 | 14 件 |
| | ④手話通訳者設置事業 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 日常生活用具給付等事業 | | | |
| | ①介護・訓練支援用具 | 7件 | 7件 | 7件 |
| | ②自立生活支援用具 | 16 件 | 16 件 | 16 件 |
| | ③在宅療養等支援用具 | 16 件 | 16 件 | 16 件 |
| | ④情報・意思疎通支援用具 | 30 件 | 32 件 | 34 件 |
| | ⑤排泄管理支援用具 | 2,581 件 | 2,691 件 | 2,801 件 |
| | ⑥居宅生活動作補助用具 | 3件 | 3件 | 3件 |
| | 手話奉仕員養成研修事業 | 82 人 | 82 人 | 82 人 |
| | 移動支援事業 | 165 人 | 170 人 | 175 人 |
| | 地域活動支援センター事業 | | | |
| | ①地域活動支援センター(Ⅰ型) | 3ヶ所 | 3ヶ所 | 3ヶ所 |
| | ②地域活動支援センター(Ⅱ・Ⅲ型) | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 |
| 任意事業 | 日中一時支援事業 | 92 人 | 95 人 | 98 人 |
| | 訪問入浴サービス事業 | 11 人 | 11 人 | 11 人 |
| | 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 点字・声の広報等発行事業 | CD ほか | CD ほか | CD ほか |
| | スポーツ・レクリエーション事業 | 実施 | 実施 | 実施 |

第6章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1)全庁的な施策の推進 -----

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。『障害者計画』の理念を具現化するために、障害福祉課を中心として、関係機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

(2)計画の進行状況の管理体制 -----

この計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制が必要です。

そのため、障害者施策推進協議会を中心として、関係機関と連携を図り、具体的に施策の実施状況を確認し、評価、見直しを行う機会を設け、計画の着実な推進を図ります。

具体的には、『障害者計画』、『障害福祉計画』及び『障害児福祉計画』の目標、サービス見込量等の達成状況について評価を行い、その後の施策の推進に反映できるよう、P D C Aサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）による効率的な進行管理を行います。

また、自立支援協議会を活用し、幅広い関係者により、地域の様々な課題について共有し、課題の解決につながる計画の具体的な実施等について検討をするものとします。

2 自立支援協議会の活用

自立支援協議会は、障害のある人を支えるための地域づくりの中核として、相談支援の在り方や困難事例への対応など、地域の課題を共有し、解決に向けて関係者が集まり協議を行う場です。計画の推進に当たっては、自立支援協議会を積極的に活用し、関係機関のネットワークを活かして市の障害者施策の充実を図ります。

3 市民、各機関及び事業者等との協働

この計画を推進していくためには、行政のみならず、当事者団体、市民団体、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。障害のある人をはじめとして、各種団体や機関それぞれが緊密に連携・協力し、地域の中で障害のある人が自立して生活できるよう、支援体制を構築します。

また、こうしたネットワークを活かし、障害のある人のニーズ、地域の課題の把握を行い、施策の充実へと結びつけていきます。

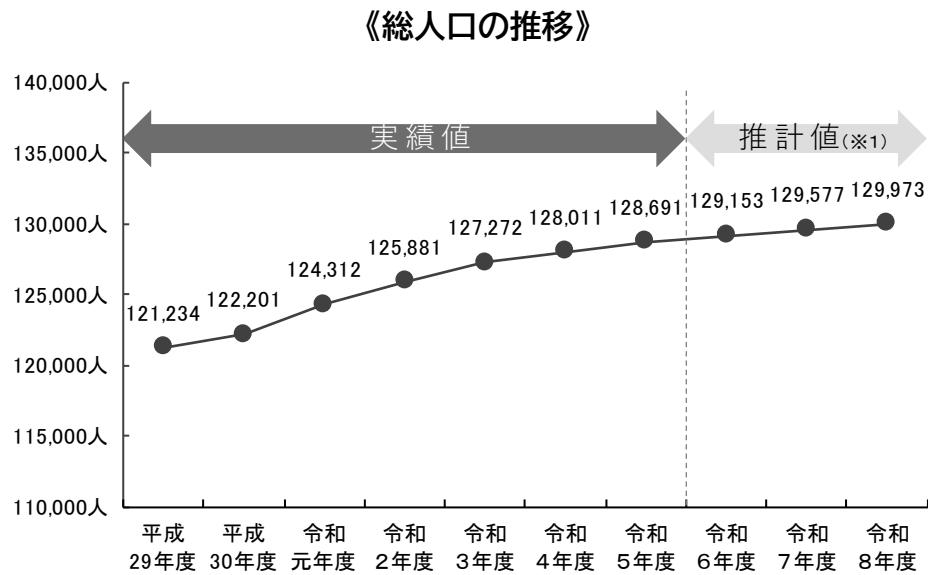
4 国・東京都への要望

計画の着実な推進のために、障害福祉サービスをはじめとした障害に係る制度全般の枠組みや広域的又は専門性の高い事業について、国・東京都に対し改善の働きかけを行っていきます。また、施策実施に当たり必要となる財源確保のため、財政的支援についても継続的に要望します。

資料 編

1 国分寺市の人口

市の人口は、微増傾向で推移しており、今後も人口はゆるやかに増加していくものと見込まれています。



資料：国分寺市統計（各年度3月末現在）

※1：推計値は、国分寺市人口ビジョン（第3版）の推計結果

2 国分寺市障害者施策推進協議会設置条例

平成 28 年 3 月 29 日 条例第 17 号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条（都道府県等における合議制の機関）第 4 項の規定に基づき、市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 11 条（障害者基本計画等）第 3 項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整をする事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

2 協議会は、前項に規定する事務を処理するほか、障害者福祉の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員 9 人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市内の障害者団体の代表者 1 人以内
- (2) 市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）の家族 2 人以内
- (3) 障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者 1 人以内
- (4) 市内の地域活動支援センターの代表者 1 人以内
- (5) 特別支援学校の教員 1 人以内
- (6) 民生委員の代表者 1 人以内
- (7) 識見を有する者 2 人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(平成29年条例第30号・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、第3条に規定する委員の委嘱その他のこの条例に基づく協議会の運営に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(国分寺市障害者自立支援協議会設置条例の廃止)

3 国分寺市障害者自立支援協議会設置条例(平成18年条例第60号)は、廃止する。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成29年条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿

| | | 氏 名 | 所 属 団 体 等 | 区 分 (第3条) |
|---|---|-----------|---|--------------|
| 1 | | 柴 田 洋 弥 | 国分寺障害者団体連絡協議会 (～令和5年3月31日) | 第1号 |
| | | 阿 部 陽 一 郎 | 国分寺障害者団体連絡協議会 (令和5年4月1日～) | 第1号 |
| 2 | | 中 嶋 正 勝 | 公募委員 (～令和4年6月30日) | 第2号 |
| | | 大 谷 祐 人 | 公募委員 (令和4年7月1日～) | 第2号 |
| 3 | | 松 友 了 | 公募委員 (～令和4年6月30日) | 第2号 |
| | | 松 本 晴 久 | 公募委員 (令和4年7月1日～) | 第2号 |
| 4 | | 青 柳 忠 義 | 国分寺市障害者就労支援センター (～令和3年4月30日) | 第3号 |
| | | 池 田 み ゆ き | 国分寺市障害者就労支援センター (令和3年5月1日～令和4年3月31日) | 第3号 |
| | | 藤 田 典 男 | 国分寺市障害者就労支援センター (令和4年4月1日～) | 第3号 |
| 5 | ○ | 伊 佐 素 子 | 地域活動支援センターつばさ (～令和4年3月31日) | 第4号 |
| | ○ | 小 堀 幸 恵 | 地域活動支援センターつばさ (令和4年4月1日～) | 第4号 |
| 6 | | 宮 崎 卓 矢 | 東京都立小平特別支援学校 (～令和5年3月31日) | 第5号 |
| | | 下 村 裕 子 | 東京都立小平特別支援学校 (令和5年4月1日～) | 第5号 |
| 7 | | 宮 田 萬 利 子 | 国分寺市民生委員・児童委員協議会 (～令和4年11月30日) | 第6号 |
| | | 天 野 徹 | 国分寺市民生委員・児童委員協議会 (令和5年1月1日～) | 第6号 |
| 8 | ◎ | 大 塚 晃 | 上智大学 総合人間科学部 社会福祉学科 特任教授 | 第7号 |
| 9 | | 中 西 紀 子 | 第二東京弁護士会 (～令和4年6月30日) | 第7号 |
| | | 増 田 径 子 | 第二東京弁護士会 (令和4年7月1日～) | 第7号 |

◎会長, ○副会長

4 計画策定の経過

| 日時 | 主な内容 | 詳細 |
|------------------------------------|------------------------|---|
| 令和4年2月3日 | 令和3年度第4回 障害者施策推進協議会 | (1) アンケート調査（案）について |
| 令和4年6月23日 | 令和4年度第1回 障害者施策推進協議会 | (1) 障害者計画等の令和3年度実績について (2) アンケート調査（案）について |
| 令和4年7月28日 | 令和4年度第2回 障害者施策推進協議会 | (1) 障害者計画等の位置づけ・検討体制について (2) 障害者計画等の令和3年度実績評価（答申）について (3) アンケート調査について |
| 令和4年 8月下旬から 9月下旬 | アンケート調査 | 国分寺市で援護を実施している身体障害、知的障害、精神疾患、難病等の方から無作為抽出 配布数 3,000 通 回答数 1,359 通（回収率 45.3%） |
| 令和4年10月11日 | 令和4年度第3回 障害者施策推進協議会 | (1) 障害者計画等の令和3年度実績評価（答申）について (2) アンケート調査の回収状況について |
| 令和5年2月2日 | 令和4年度第4回 障害者施策推進協議会 | (1) アンケート調査の集計報告について |
| 令和5年 2月上旬から 3月上旬 | 関係団体懇談会等 | ・障害者地域自立支援協議会専門部会及び作業部会（計4部会実施） ・障害者団体（計7団体実施） |
| 令和5年5月19日 | 令和5年度第1回 障害者施策推進協議会 | (1) 障害者計画実施計画（後期）事業案及び事業毎の令和8年度目標値・指標（案）について (2) 関係団体ヒアリング報告について |
| 令和5年7月11日 | 令和5年度第2回 障害者施策推進協議会 | (1) 障害者計画・障害者計画実施計画（後期）・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）検討について (2) 障害者計画等の令和4年度実績評価について |
| 令和5年8月10日 | 令和5年度第3回 障害者施策推進協議会 | (1) 障害者計画・障害者計画実施計画（後期）・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）検討について (2) 障害者計画等の令和4年度実績評価について |
| 令和5年10月13日 | 令和5年度第4回 障害者施策推進協議会 | (1) 障害者計画・障害者計画実施計画（後期）・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）答申について (2) 障害者計画等の令和4年度実績評価（答申）について |
| 令和5年12月15日から 令和6年1月15日 | パブリック・コメント | |
| 令和5年 12月23日 12月25日 12月26日 | 市民説明会 | ・3回開催 |
| 令和6年2月9日 | 令和5年度第5回 障害者施策推進協議会 | (1) 市民説明会結果報告について (2) パブリックコメント結果報告について |

5 アンケート調査の概要

(3)目的

「第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）・第7期国分寺市障害福祉計画・第3期国分寺市障害児福祉計画」の策定の一環として、障害のある方の生活の様子や福祉サービスに対する意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(4)調査項目

【障害者】(18歳以上の方)

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 基本情報 | (問1～問4) |
| (2) 障害の状況について | (問5) |
| (3) 介助の状況について | (問6～問10) |
| (4) 福祉サービスについて | (問11～問13) |
| (5) その他のサービスについて | (問14) |
| (6) 住まいの場について | (問15～問19) |
| (7) 日中活動の場・就労について | (問20～問32) |
| (8) 外出について | (問33～問35) |
| (9) 災害への備えについて | (問36～問38) |
| (10) 相談や福祉の情報について | (問39～問40) |
| (11) ヘルプマークとヘルプカードについて | (問41～問44) |
| (12) 障害を理由とする差別について | (問45～問47) |
| (13) 余暇活動について | (問48～問53) |
| (14) 成年後見人制度について | (問54～問55) |
| (15) 全体的な施策について | (問56) |
| (16) 自由意見 | (問57) |

【障害児】(18歳未満の方)

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 基本情報 | (問1～問4) |
| (2) 障害の状況について | (問5～問8) |
| (3) 介助の状況について | (問9～問12) |
| (4) 福祉サービスについて | (問13～問16) |
| (5) その他のサービスについて | (問17) |
| (6) 教育・保育について | (問18～問21) |
| (7) 将来について | (問22～問23) |
| (8) 外出について | (問24～問26) |
| (9) 災害への備えについて | (問27～問28) |
| (10) 相談や福祉の情報について | (問29～問32) |
| (11) ヘルプマークとヘルプカードについて | (問33～問36) |
| (12) 障害を理由とする差別について | (問37～問39) |
| (13) 余暇活動について | (問40～問45) |
| (14) 成年後見制度について | (問46～問47) |
| (15) 全体的な施策について | (問48) |
| (16) 自由意見 | (問49) |

(5)調査方法等

- (1) 調査対象……… 国分寺市で援護を実施している身体障害, 知的障害, 精神疾患, 難病等の方
(2) 調査対象者数… 障害者（18歳以上）：2,650人
 障害児（18歳未満）：350人
(3) 抽出方法……… 無作為抽出法
(4) 調査方法……… 郵送配布・郵送回収
(5) 調査期間……… 令和4年8月下旬～令和4年9月下旬

(6)回収状況

| 調査対象者 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|----------------|--------|--------|-------|
| 障害者 (18歳以上) | 2,650通 | 1,185通 | 44.7% |
| 障害児 (18歳未満) | 350通 | 174通 | 49.7% |
| 合計 | 3,000通 | 1,359通 | 45.3% |

6 障害者団体等へのヒアリングの概要

「第5次国分寺市障害者計画実施計画（後期）・第7期国分寺市障害福祉計画・第3期国分寺市障害児福祉計画」の策定の一環として、令和5年2月から3月にかけて、障害者団体及び障害福祉サービス事業所等へのヒアリングを実施しました。

| 実施日 | 団体名 |
|-----------|------------------------|
| 令和5年2月3日 | 障害者地域自立支援協議会(精神保健福祉部会) |
| 令和5年2月7日 | 障害児通所支援事業所連絡会 |
| 令和5年2月7日 | 障害者地域自立支援協議会(就労支援部会) |
| 令和5年2月14日 | 障害者地域自立支援協議会(相談支援部会) |
| 令和5年2月16日 | 相談支援事業所連絡会 |
| 令和5年3月2日 | 高次脳機能障がい者の会「メビウスのWA」 |
| 令和5年3月2日 | 「発達障害者の親」の会 なのはな会 |
| 令和5年3月7日 | 国分寺市聴覚障害者協会 |
| 令和5年3月13日 | 国分寺市身体障害者福祉協会 |
| | 国分寺市手をつなぐ親の会 |
| | 国分寺あゆみ会 |
| | 国分寺難病の会 |

| 意見（概要） | 件数 |
|-------------------------|----|
| 相談支援体制の充実 | 8 |
| 災害対策 | 10 |
| サービス提供体制の整備 | 4 |
| サービスの質の向上 | 2 |
| 教育 | 1 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 2 |
| 体験の機会・場 | 9 |
| 地域移行支援 | 3 |
| 緊急時の受入れ・対応 | 8 |
| 居住支援 | 4 |
| 関係機関・他分野との連携 | 11 |
| 就労支援の充実 | 9 |
| 情報アクセシビリティ | 5 |
| 人材の養成と確保 | 3 |
| 差別の解消及び権利擁護の推進 | 1 |
| 余暇活動 | 1 |

7 用語解説

■あ行

| | |
|--------|--|
| 意思決定支援 | 意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、その人を支援することやその仕組みを言う。 |
|--------|--|

■か行

| | |
|------------|--|
| 基幹相談支援センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合的あるいは専門的な相談、情報提供、助言等を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援なども担う。 |
| グループホーム | 地域で共同生活を営むことに支障がない障害のある人が、世話を人などから生活や健康管理面でのサポートを受けながら、共同生活を営む住宅のこと。 |
| 高次脳機能障害 | 頭部外傷や脳血管障害等により、脳が損傷され、それに伴い生じる障害のこと。具体的には、記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害等がある。 |
| 工賃 | 雇用契約を結ばずに障害者就労施設で働く障害のある方に対して支払われるもの。障害者就労施設は、生産活動に係る事業の収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として利用者に支払うこととされている。 |

■さ行

| | |
|-------------|---|
| 災害時個別支援計画 | 一人暮らしの高齢者、要介護者、障害者等の災害弱者といわれる人たちが、災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、あらかじめ自ら確認しておいていただくために、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難行動計画のこと。 |
| 児童発達支援センター | 障害のある児童の通園事業をはじめ、障害のある児童やその家族からの相談、施設への援助・助言を行うなど、地域における療育の中核的な役割を担う拠点のこと。 |
| 就労アセスメント | 就労継続支援B型事業の利用希望者に対して就労移行支援事業所などが行う就労面のアセスメント（評価）すること。 |
| 重層的支援体制（事業） | 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。 |
| 障害児通所支援 | 障害のある児童が、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の習得又は集団制圧への適応のための訓練を受けることを目的としたサービス。児童発達支援、医療型児童 |

■ さ行

| | |
|-------------|---|
| | 発達支援、自宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援がこれに含まれる。 |
| 障害者雇用法定雇用率 | 対象障害者である常用労働者の数と失業している対象障害者を合計した数から常用労働者数と失業者数の合計を割った割合のこと。従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務がある。(民間企業の法定雇用率は 2.3%である。) |
| 障害者差別解消法 | 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」。障害者基本法を基本理念に沿って、障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。 |
| 障害者就労支援センター | 障害のある人の円滑な就職活動や就業生活などを総合的にサポートし、障害のある人が安心して働き続けることができるよう様々な支援を行う機関。 |
| 障害者総合支援法 | 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に制定されている。 |
| 情報アクセシビリティ | パソコンやスマートフォンなどによる情報やサービスの受け取りやすさのこと。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害のある人を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。 |
| 身体障害 | 視覚、聴覚、肢体などの身体機能に障害がある状態のこと。視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害がある。 |
| 精神障害 | 統合失調症、気分障害（うつ病、双極性障害など）、アルコール薬物依存症などの精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のこと。 |
| 成年後見制度 | 認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与した後見人等が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度。家庭裁判所が判断能力の十分でない人の後見人等を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」がある。「法定後見」には、判断能力の程度により「後見」、「保佐」、「補助」の3つがある。 |
| 総合ビジョン | 国分寺らしい持続可能なまちづくりを展開していくことを目指す市のまちづくりに係る最上位計画。 |
| 相談支援専門員 | 障害のある人が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らすことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や本人や家族の不安・悩みに耳を傾け、支援する相談の専門職のこと。 |

■た行

| | |
|--------------|--|
| 地域活性化包括連携協定 | 福祉・環境・防災・まちづくりなど多岐にわたる政策分野において、市と民間事業者等が双方の強みを生かして連携し、市民サービスの向上や市の魅力発信などを目的として締結する協定。 |
| 地域生活支援事業 | 障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により市町村又は都道府県が実施。 |
| 地域福祉コーディネーター | 少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化による福祉ニーズの多様化、複雑化へ対応するために社会福祉協議会が設置している地域の様々な相談に幅広く対応するとともに、関係機関と協働して問題解決に向けた取り組みを支援する人。 |
| 地域包括ケア | 医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方のこと。 |
| 知的障害 | 知能（知的機能）の発達が幼少期から遅れ、社会生活をする上で困難を生じている状態のこと。一般的には金銭管理、読み書き、計算、こみいった会話などの理解や判断が不得手であるなどが挙げられる。 |
| 聴覚障害 | 音を聞く、または感じる経路になんらかの障害があり、話し言葉や周囲の音が聞こえなくなったり、聞きづらくなる状態をいう。 |

■な行

| | |
|--------|--|
| 難病 | 症例が少なく原因が不明で、治療方法が確立しておらず、生活面で長期に支障をきたすおそれがある疾患のこと。日によって症状の変動が激しいことや症状が外部から見えにくい、改善と悪化を繰り返すといった特徴がみられる場合もある。 |
| 日常生活圏域 | 介護保険法に基づき設定する地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、福祉サービス等を提供するための施設の整備条件、その他の条件を総合的に勘案し定める区域。 |

■は行

| | |
|-----------|--|
| 発達障害 | 脳機能障害であり、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群）、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等がある。人間関係を構築することやコミュニケーションを行うことが苦手な一方、優れた能力を発揮される場合もある。 |
| バリアフリー | 「障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。「心のバリアフリー」は心理的な面において行うことで、「人々の意識にある『障害』や、障害のある人に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリアを取り除くこと」を意味する。 |
| ピアサポート | 障害のある人やその家族等、同じ立場にある当事者同士が集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合い、サポートを行う相互支援の取組のこと。 |
| 避難行動要支援者 | 災害が発生したとき、自力又は家族の支援のみでは避難することが難しく、避難時に支援を要する方のこと。 |
| 福祉的就労 | 一般企業での就労が困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所等において、就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。 |
| 副籍制度 | 都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）を置き、直接的または間接的な交流を通じて、その地域とのつながりを図る制度のこと。 |
| プライマリ・ケア | 普段からなんでも診てくれ、相談に乗ってくれる身近な医師による医療のこと。 |
| ヘルプカード | 障害のある人が、普段から身につけておくことで、緊急・災害時や、困ったときに、周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのカード。ヘルプカードには、所持する方の氏名・連絡先・障害の特性・手助けしてほしいこと・配慮してほしいことなどが書かれている。所持する方がそれを提示して、周囲の人に必要な支援を求めることができる。 |
| ヘルプマーク | 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう、周囲の人に知らせるマークのこと。 |
| ペアレントメンター | 自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行う。 |
| 保育コンシェルジュ | 保護者の希望や就労状況、子どもの様子などを確認しながら、家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供を行う、保育士資格を持った専門の相談員のこと。 |

■は行

| | |
|-------------|---|
| 防災まちづくり推進地区 | 「安全で住みよい、まちづくり」を実現するために、地域住民と市が協力しあって、防災まちづくりを進めていく自主防災組織のこと。 |
|-------------|---|

■ま行

| | |
|--------|--|
| ミドルステイ | 介護保険サービスとしては存在せず、その定義も曖昧であるが、介護保険サービスであるショートステイ（1～30日施設に入居）に対し、それよりも長い数か月程度の期間連続して施設に入居すること。 |
|--------|--|

■や行

| | |
|------------|---|
| ヤングケアラー | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。 |
| ユニバーサルデザイン | 障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるような製品や建造物、生活空間などのデザインのこと。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方であるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の設計段階から、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって安全、快適で使いやすいことを目指す考え方のことを行う。 |

■ら行

| | |
|----|---|
| 療育 | 身心に障害のある児童について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成すること。「治療」「育成」「教育」等を合わせて作られた言葉。 |
|----|---|

■わ行

| | |
|-----------|----------------------------------|
| ワーキンググループ | 委員会などに設置される、具体的・実用的な作業や調査をする集まり。 |
|-----------|----------------------------------|

■アルファベット

| | |
|------|---|
| SDGs | 正式名称は Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。 |
|------|---|

だい じ こくぶんじしょうがいしゃけいかく だい じ こくぶんじしょうがいしゃけいかくじっしけいかく こうき
第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)・
だい き こくぶんじしょうがいふくしけいかく だい き こくぶんじしょうがいじふくしけいかく
第7期国分寺市障害福祉計画・第3期国分寺市障害児福祉計画

はつ こう しゃ
発行者

こくぶんじし
国分寺市

とうきょうとこくぶんじとくら ちょうめ ばんち
〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1丁目6番地1

でんわ だいひょう
電話 042-325-0111(代表)

ふあくす
FAX 042-324-6831

いーめーる
E-mail syougaihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp

へんしゅう
編集

こくぶんじしふくしどうがいふくしだ
国分寺市福祉部障害福祉課

ホームページ <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>